

於或他人亦執捉為於罪囚亦已死為於及自告  
為在乙良免罪齊故只放縱者乙良囚人以罪同  
齊受財者乙良贓物數乙計  
為枉法例以論罪為乎事

【稽留囚徒】凡應徒流遷徙充軍囚徒斷決後當該官  
司限一十日內如法枷杻差人管押牢固關防發遣  
所擬地方交割若限外無故稽留不送者三日答二  
十每三日加一等罪止杖六十因而在逃者就將提  
調官吏抵犯人本罪發遣候捕獲犯人到官替役至  
日踈放別叙凡徒流人果迂徒人果充軍人果囚徒  
日內良中着枷鎖差人委曲押領定處良中發  
送准受為乎矣定日外良中無緣故延留發送不  
杖六十為限齊因此逃亡令是在乙良次知使內

每三日、弘文館本  
作每二日、備邊  
開本亦同、依內  
庫本、李章閣本  
正之。

罪本、本罪之誤乎。

在官吏乙所犯人矣罪本良中發送為乎矣所犯  
良中叙用  
為乎事

抵犯人本罪謂將提調官吏照依犯人所犯該徒  
者抵徒該流者抵流該遷徙者抵遷徙該充軍者

抵充軍候根捕犯人得獲至日將官吏踈放別行

叙用次知官吏乙犯人矣所犯罪良中依准為臥  
乎事段徒罪是去等徒令是遣流是去等流

令是遣遷徙是去等遷徙令是遣充軍者是去等  
充軍令是乎矣所犯人乙推考執捉到付為去等

即日官吏乙發送  
他職良中叙用

若鄰境官司囚到稽留不即遞送者罪亦如之○若  
發遣之時提調官吏不行如法枷杻以致囚徒中途

解脫自帶枷杻在逃者與押解人同罪並罪坐所由受財者計贓以枉法從重論

鄰境官司亦囚人到付為去等延留為即時傳

送不冬為在乙良罪同齊發送之日良中次知官吏亦委曲着枷着鎖不冬為中路良中逃亡令是

在乙良押領遞送人矣罪以同為乎矣並只遲錯人亦中坐罪齊受財為在乙良計贓數枉法例以

論罪為乎事

【主守不覺失囚】凡獄卒不覺失囚者減囚罪二等若

囚自內反獄在逃又減二等聽給限一百日追捕限

內能自捕得及他人捕得若囚已死及自首皆免罪

司獄官典減獄卒罪三等其提牢官曾經躬親逐一

點視罪囚枷鎖杻俱已如法取責獄官獄卒牢固收

已流布本一作以

禁文狀者不坐若不會點視以致失囚者與獄官罪同故縱者不給捕限各與囚同罪未斷之間能自捕得及他人捕得若囚已死及自首各減一等受財者計贓以枉法從重論○若賊自外入劫囚力不能敵者免罪○若押解罪囚中途不覺失囚者罪亦如之

凡	獄	卒	亦	知	不	得	為	囚	人	乙	逃	走	令	是	在	乙	良	囚
罪	例	良	中	減	二	等	齊	囚	人	亦	獄	內	良	中	自	反	在	逃
為	在	乙	良	又	減	二	等	遣	一	百	日	乙	定	為	執	捉	為	乎
矣	定	日	內	良	中	能	亦	執	捉	為	於	又	他	人	亦	捕	捉	為
去	乃	罪	人	已	死	為	於	及	自	告	為	在	乙	良	免	罪	齊	典
獄	官	員	令	史	乙	良	獄	卒	矣	罪	良	中	減	三	等	齊	主	掌
官	員	亦	會	只	親	亦	囚	人	乙	遣	點	檢	為	於	委	曲	着	枷
着	鎖	為	令	史	獄	卒	乙	准	受	為	遣	文	字	捧	上	為	在	乙
良	不	坐	罪	齊	會	只	點	檢	不	冬	囚	人	乙	逃	亡	令	是	在
乙	良	令	史	罪	以	同	齊	故	只	放	縱	逃	亡	為	在	乙	良	不

二一一之誤乎

給捕限、囚人亦捕以同齊、未決斷之間、良中、能亦捕  
 捉為、於他人亦捕、捉為、去乃、囚人亦已、死為、於自  
 告為、在乙良、減一等、齊、受財、為、在乙良、賊物、乙計  
 為、枉法、例以、從重、論齊、○賊人亦、自外、以獄、中乙  
 中直入、為囚人乙、劫奪、為去、乙對敵、不得、被奪、令  
 是在、乙良、免罪、齊○罪囚乙、押送、為如、可、中路、良  
 中知、不得、逃亡、令是在  
 乙良、罪亦、如之、為乎、事

【知情藏匿罪人】凡知人犯罪事發、官司差人追喚、而  
 藏匿在家、不行捕告、及指引道路、資給衣糧、送令隱  
 避者、各減罪人罪一等、其展轉相送、而隱藏罪人、知  
 情者、皆坐、不知者、勿論○若知官司追捕罪人、而漏  
 泄其事、致令罪人得以逃避者、減罪人罪一等、未斷  
 之間、能自捕得者、免罪、若他人捕得、及罪人已死、若

自首各減一等 凡犯罪人亦事發、為官司以、差人執  
 捉、令是、去乙、他人亦、家內、良中、隱藏、執

告捉、不冬、為於、去處、道路、乙、指揮、為於、衣糧、乙、准  
 備許、給起、送隱、藏令、是在、乙良、罪人、罪良、中、減一  
 等齊、傳傳、不知、以遞、送良、隱、藏令、是在、乙良、罪人、罪良、中、減一  
 坐罪、遣、不、知、者、乙、送、良、勿、論、罪、在、人、亦、知、情、者、乙、乙、良、追  
 捉為、臥乎、所乙、知、遣、其、事、乙、漏、通、為、罪、人、乙、逃、亡  
 令是、在、乙良、罪、人、矣、罪、良、中、減、一、等、齊、未、決、斷、之  
 間、能、亦、捕、捉、為、於、及、自、告、為、在、乙良、各、減、一、等、為、於  
 及罪、人、已、死、為、於、及、自、告、為、在、乙良、各、減、一、等、為、於

【盜賊捕限】凡捕強竊盜賊、以事發日為始、當該應捕  
 弓兵、一月不獲、強盜者、答二十、兩月答三十、三月答  
 四十、捕盜官罰俸錢兩月、弓兵一月不獲、竊盜者、答  
 一十、兩月答二十、三月答三十、捕盜官罰俸錢一月、

一、流布本一無之。

捧、俸之誤乎。

刑律 盜賊捕限

(五七〇)

限內獲賊及一半者免罪。○若經隔二十日以上告官者，不拘捕限，捕殺人賊，與捕強盜限同。凡強盜果乙捕，凡強盜果乙捕，凡強盜果乙捕。

為乎矣。事發日以為始，所任巡捕軍兵亦一月內強盜乙捕，捉不得為在乙良，答二十，齊兩朔是去。

等答三十，齊三朔是去，等答四十，齊捕盜官乙良，罰俸錢兩朔，遣一朔內良，中竊盜乙捕，捉不得為。

在乙良，軍兵乙一朔是去，等答三十，捕盜官乙良，罰是去，等答二十，三朔是去，等答三十，捕盜官乙良，罰是去，等。

一月齊限日內良，中賊人乙捕，捉為乎矣，一乙捕，捉為良，置免罪，齊二十日，以捕為過，去沙告。

官為在乙良，不論限日為乎矣，殺人賊乙捕，捉為乎第亦中強盜捕，捉限以同。

大明律 卷第二十七

大明律 卷第二十八

刑律

斷獄

【囚應禁而不禁】凡獄囚應禁而不禁，應枷鎖杻而不枷鎖杻，及脫去者，若囚該杖罪，答三十，徒罪答四十，流罪答五十，死罪杖六十。若應枷而鎖，應鎖而枷者，各減一等。○若囚自脫去，及司獄官典獄卒私與囚脫去枷鎖杻者，罪亦如之。提牢官知而不舉者，與同罪。不知者，不坐。○其不應禁而禁，及不應枷鎖杻而枷鎖杻者，各杖六十。○若受財者，並計贓以枉法從重。

律第二十八

一

(五七一)

論凡獄囚亦囚禁合當為在乙枷鎖紐為在乙囚禁不冬為枷及脫去為在乙  
 紐合當為在乙枷鎖紐為在乙囚禁不冬為枷及脫去為在乙  
 罪去等笞五十死罪去等笞三十徒罪去等笞四十流  
 在乙着鎖為枷着鎖合當為去乙着枷為良在等  
 各減一等齊囚人亦趣便以脫鎖及典獄官果在獄  
 卒等亦私情以枷鎖紐乙脫去為在乙良罪同齊  
 獄官知而不問為在乙良罪同齊不知者不坐罪  
 齊不合囚禁為在乙囚禁為枷○不合枷鎖紐為在  
 乙枷鎖紐為去等各杖六十齊○受財為在乙良  
 例以論罪為乎事枉法

【故禁故勘平人】凡官吏懷挾私讎故禁平人者杖八十、因而致死者絞、提牢官及司獄官典獄卒知而不舉首者與同罪、至死者減一等、不知者不坐、若因公事干連平人、在官無招、誤禁致死者杖八十、有文案

應禁者勿論○若故勘平人者杖八十、折傷以上依凡鬪傷論、因而致死者斬、同僚官及獄卒知情共勘者與同罪、至死者減一等、不知情及依法拷訊者不坐○若因公事干連平人、在官事須鞫問、及罪人贓狀證佐明白、不服招承、明立文案、依法拷訊、邂逅致死者勿論、凡官吏亦私讐乙挾恨為故、只無罪平人、在乙囚禁、為在乙良、杖八十、齊、因此致死、為在乙良、絞、死、齊、獄、官、果、及、司、獄、令、史、獄、卒、等、亦、知、而、現、告、不、冬、為、在、隱、罪、同、為、乎、矣、官、吏、等、亦、死、罪、良、中、進、去、等、減、一、等、遣、不、知、者、乙、良、不、坐、罪、齊、因、公、事、干、連、平、人、乙、一、官、司、良、中、進、來、乙、良、服、無、亦、誤、囚、致、死、為、在、乙、良、勿、論、齊、杖、八、十、罪、有、明、文、為、枷、囚、禁、合、當、為、在、乙、良、勿、論、齊、○、無、罪、平、人、乙、故、只、推、問、為、在、乙、良、杖、八、十、齊、折、傷、為、在、乙、良、斬、齊、凡、同、僚、官、傷、果、獄、卒、等、論、齊、因、此、致、死、為、在、乙、良、折、傷、為、在、乙、良、斬、齊、凡、同、僚、官、傷、果、獄、卒、等、

亦知情為一同推問為在乙良罪同齊為依推  
 於死為在乙良減一等齊知情不冬為依推  
 問須為在乙良不坐齊因公事為干連人乙官司進  
 來須為只窮問為良如人果罪人亦現狀文案及證  
 見明白為在人亦拒逆招服不冬為在乙文案明  
 白施行為依人亦拒逆招服不冬為在乙文案明  
 論為乙良勿事

【淹禁】凡獄囚情犯已完監察御史提刑按察司審錄  
 無冤別無追勘事理應斷決者限三日內斷決應起  
 發者限一十日內起發若限外不斷決不起發者當  
 該官吏三日答二十每三日加一等罪止杖六十因  
 而淹禁致死者若囚該死罪杖六十流罪杖八十徒  
 罪杖一百杖罪以下杖六十徒一年  
 凡獄囚亦所犯

更良之下  
 文館本  
 內閣本  
 足處本  
 之本  
 補

畢為在乙司憲府及按廉使亦審問招服更良推  
 考為乎所無去等決斷合當為在乙良限三日內  
 決斷為於發送合當為在乙良限十日內發送為  
 乎矣限外良中決斷不冬為於發送不冬為在乙  
 良次知官吏乙三日是去等致死為在乙良囚一  
 等杖六十為限齊因此淹禁致死為在乙良囚一  
 亦當徒罪是去等杖六十遣當流罪是去等杖八  
 十當徒罪是去等杖六十遣當流罪是去等杖八  
 徒一年  
 為乎事

【陵虐罪囚】凡獄卒非理在禁陵虐歐傷罪囚者依凡  
 鬪傷論尅減衣糧者計贓以監守自盜論因而致死  
 者絞司獄官典及提牢官知而不舉者與同罪至死  
 者減一等凡獄卒亦非理以囚禁罪人乙侵勞歐傷  
 食乙漏落減給為在乙良贓物乙計為監守自盜  
 例以論齊因此致死為在乙良贓物乙計為監守自盜

令史及提牢官亦知而不問為在乙良減一等為平事

【與囚金刃解脫】凡獄卒以金刃及他物可以自殺及解脫枷鎖之具而與囚者杖一百因而致囚在逃及自傷或傷人者並杖六十徒一年若囚自殺者杖八十徒二年致囚反獄及殺人者絞其囚在逃未斷之間能自捕得及他人捕得若囚已死及自首者各減一等○若常人以可解脫之物與人及子孫與祖母父母奴婢雇工人與家長者各減一等○若司獄官典及提牢官知而不舉者與同罪至死者減一等○若受財者計贓以枉法從重論○若獄囚失於點

檢致囚自盡者獄卒杖六十司獄官典各答五十提

牢官答四十凡獄卒亦刀及可以自殺為良音可

司	亦	法	於	提	及	母	為	在	人	矣	中	自	有	為	等	牢	檢
獄	自	例	死	調	家	父	在	乙	捕	囚	反	殺	傷	囚	囚	官	致
令	己	以	為	官	長	母	他	良	捉	人	亂	令	令	人	人	答	囚
史	盡	從	在	亦	亦	亦	物	各	為	亦	為	是	是	亦	亦	四	自
是	命	重	隱	知	中	中	乙	減	去	在	於	在	在	在	中	十	矣
去	死	論	減	而	許	許	囚	一	乃	逃	他	乙	乙	逃	許	十	中
等	亡	齊	一	不	給	給	人	等	囚	未	人	良	良	為	給	十	乙
答	為	囚	等	問	為	為	亦	齊	人	斷	乙	杖	並	於	自	十	決
五	在	人	齊	為	在	是	中	常	亦	之	傷	八	只	己	良	十	殺
十	乙	乙	受	乙	良	果	許	人	已	前	令	徒	六	乙	在	十	能
提	良	遲	財	良	各	奴	為	亦	死	亦	在	年	徒	一	乙	十	為
調	獄	慢	者	罪	減	果	是	乙	枷	去	捕	齊	一	為	杖	十	乃
官	卒	檢	乙	同	等	身	果	乙	鎖	乃	乙	囚	年	於	一	十	自
答	是	察	良	為	乎	役	子	脫	乙	自	捉	囚	年	或	百	十	告
四	去	所	賊	為	乎	人	孫	去	脫	去	為	囚	年	他	齊	十	現
十	杖	致	物	矣	獄	亦	亦	為	音	出	乃	在	人	人	因	十	音
為	六	以	乙	罪	官	本	祖	音	可	為	乎	乙	乙	乙	此	十	可
乎	十	囚	計	至	及	主	父	可	為	為	乎	乙	乙	乙	此	十	可
事		人	枉														

【主守教囚反異】凡司獄官典獄卒教令罪囚反異變亂事情及與通傳言語有所增減其罪者以故出入人罪論外人犯者減一等○若容縱外人入獄及走泄事情於囚罪無增減者答五十○若受財者並計贓以枉法從重論凡典獄令史獄卒等亦囚人教誘為其矣罪狀乙反作變亂令是

出言語乙傳通為論齊外人亦如干犯為在乙良故

減一等齊外人乙漏通令是乎矣其罪亦增減無在

乙計枉法例以從重論為乎事

【獄囚衣糧】凡獄囚應請給衣糧醫藥而不請給患病應脫枷鎖紐而不脫去應保管出外而不保管應聽

脫之下、流布本有去字。

典、弘文館本作與、奎章閣本、備邊司本亦同、錄內閣文庫本、滙足應本正之。

家人入視而不聽司獄官典獄卒答五十因而致死者若囚該死罪杖六十流罪杖八十徒罪杖一百杖罪以下杖六十徒一年提牢官知而不舉者與同罪○若已申稟上司不即施行者一日答一十每一日加一等罪止答四十因而致死者若囚該死罪杖六十流罪杖八十徒罪杖一百杖罪以下杖六十徒一年凡獄囚亦中衣糧醫藥乙理合請給為在乙請給不冬為病囚亦枷鎖紐乙脫去為良音可為在乙脫去不冬為病囚亦枷鎖紐乙脫去為良音可為在乙取保出外不冬為病囚亦枷鎖紐乙脫去為良音可為在良音可為在乙入視養不冬為此致死為良典獄官員令史獄卒等乙答入視養不冬為此致死為良典獄官員人亦當死罪去等杖六十流罪去等杖八十徒一年齊提牢是去等杖一百杖罪以下杖六十徒一年齊提牢



官亦知而不問為在乙良罪同齊上司官良中會  
只啓課為在事乙即時決絕施行不冬為在乙良  
一日是去等笞一十每一日加一等笞四十為限  
齊因此致死為在乙良囚人亦當死罪是去等杖  
六十杖罪以下杖六十徒一年為平事杖

【功臣應禁親人入視】凡功臣及五品以上官員亦犯罪合當在  
禁者許令親人入視徒流者並聽親人隨行若在禁  
及至配所或中途病死者在京元問官在外隨處官  
司開具致死緣由差人引領親人詣闕面奏發放違  
者杖六十凡功臣及五品以上官員亦犯罪合當在  
罪是去等親人乙用良行次隨去令是齊在囚為  
去乃乃在配所為去乃中路良中病死為在乙良  
京中是去等初亦問罪官果外方是去等所在官  
司亦致死緣故乙開坐為旒全委差人為犯者矣

乃乃及之銀乎、  
乃。灑足應本乃乃作

親人乙率良旒大內良中進叱面啓為白  
遣放送為乎矣違者乙良杖六十為乎事

【死囚令人自殺】凡死罪囚已招服罪而囚使令親戚  
故舊自殺或令雇倩人殺之者親故及下手之人各  
依本殺罪減二等若囚雖已招服罪不曾令親故自  
殺及雖曾令自殺而未招服罪輒殺訖或雇倩人殺  
之者親故及下手之人各以鬪殺傷論○若囚已招  
服罪而囚之子孫為祖父母父母及奴婢雇工人為  
家長者皆斬凡死罪囚人亦已招服在囚為親族故  
給自殺令是在乙良親族故交及下手為在招人  
乙本殺罪良中減二等論罪齊囚人亦必于已招  
服為在乃親族故交亦中自請不冬為是果必于  
親故亦中自請為良置未招服前良中殺害為旒

囚、流布本作睡。

他人乙錢物許給致殺令是在乙良親故及下手  
 為在人等乙鬪殺傷例以論齊囚人亦在囚死罪  
 良中已招服為良置子孫亦祖父母父母乙殺害  
 為於奴婢身役人亦家主乙殺害為在乙良並只  
 斬為  
 乎事

【老幼不拷訊】凡應入議之人及年七十以上十五以下若廢疾者並不合拷訊皆據眾證定罪違者以故失入人罪論其於律得相容隱之人及年八十以上十歲以下若篤疾皆不得令其為證違者答五十。

凡八議良中應當為在人及年七十以上十五以下果廢疾為在乙良於理良中打傷推問不合為去有等以並只眾證明白為去沙定罪為乎矣違者故失入人罪例以論齊於律良中互相隱諱為良音可人果年八十以上十歲以下及篤疾成病之人乙良並只不許為證為乎矣違者乙良答五

失、奎章閣本、備  
 違司本作決。

十為  
 乎事。

【鞠獄停囚待對】凡鞠獄官推問罪囚有起內人伴見在他處官司停囚待對者雖職分不相統攝皆聽直行拘取文書到後限三日內發遣違限不發者一日答二十、每一日加一等罪止杖六十仍行移本管上司問罪督發○若起內應合對問同伴罪囚已在他處州縣事發見問者聽輕囚就重囚小囚從多囚若囚數相等者以後發之囚送先發官司併問若兩縣相去三百里之外者各從事發處歸斷違者答五十、違法將重囚移就輕囚多囚移就小囚者當處官司

小四、流布本作少  
 下同。

五十之下、流布本  
 有若字。

不囚、流布本作不

刑律 依告狀鞠獄 元告人事畢不放回

(五八四)

隨即收問仍申達所管上司究問所屬違法移囚之

罪若囚到不囚者一日笞二十每一日加一等罪止

杖六十凡問囚獄官亦罪囚中推問為乎矣黨內同

進來對論為良音可人等乙良必于所掌外管屬

不得為在官司是良置直亦出差使捉來為去等

公貼到付後限三日內發送為乎矣限日違期發

送不冬為在乙良一日是去等笞二十每一日加

一、等、杖六十為限遣仰屬上對論合當為申報問當

催、促、發、送、齊、同、倘、內、良、中、對、論、合、當、為、申、報、問、當

乙、亦、他、州、縣、良、中、事、發、在、囚、為、數、小、囚、輕、罪、囚、人

多、囚、人、在、處、良、中、進、來、齊、囚、人、矣、數、推、考、為、臥、等、為

在、乙、良、後、發、被、捉、為、在、囚、乙、先、發、推、考、為、臥、等、為

官、司、良、中、起、送、一、處、憑、問、為、乎、矣、兩、縣、亦、相、去、三

百、里、是、去、等、初、亦、事、發、處、良、中、起、送、決、斷、為、乎、矣

送、達、者、乙、良、笞、五、十、齊、重、囚、在、處、乙、沙、輕、囚、在、處、良、中、起

報、所、在、官、司、亦、即、時、事、意、推、考、為、仰、屬、上、司、良、中、申

等、囚、人、亦、到、付、為、去、等、不、囚、為、在、乙、良、一、日、是、去

【依告狀鞠獄】凡鞠獄須依所告本狀推問若於狀外

別求他事撫拾人罪者以故入人罪論同僚不署文

案者不坐若因其告狀或應掩捕搜檢因而檢得別

罪事合推理者不在此限凡獄囚乙推問為乎第亦

為乎矣告狀外良中他事乙用良他罪乙搜出

為在乙良故入人罪例以論為乎矣同僚官亦文

案良中着署乙不冬為在乙良不坐罪齊告狀乙用

良罪人捕捉乙因于別罪現露為理合推考為在

事乙良不在此限為乎事

【元告人事畢不放回】凡告詞訟對問得實被告已招

律第二十八

八

(五八五)

服罪、原告人別無待對事理、隨即放回、若無故稽留

三日不放者、答二十、每三日加一等、罪止答四十、

凡爭訟事、乙告狀、為良在等、兩邊乙對論、為平矣、

被告、人亦已招服、為平、等、用良原告、人亦中更良、

對論、令是乎、所無去等、即時放還、為平矣、無緣故、

延留三日、已不放、還為在乙良、答二十、每三日、

加一等、答四十、

為限、為乎事、

【獄囚誣指平人】凡囚在禁誣指平人者、以誣告人論、

其本犯罪重者、從重論、○若官吏鞠問獄囚、非法拷

訊、故行教令、誣指平人者、以故入人罪論、○若追徵

錢糧、逼令誣指平人代納者、計所枉徵財物、坐贓論、

其物給主、○其被誣之人、無故稽留三日不放回者、

答二十、每三日加一等、罪止杖六十、○若鞠囚而證

佐之人、不言實情、故行誣證、及化外人有罪、通事傳

譯蕃語、不以實對、致罪有出入者、證佐人減罪人罪

二等、凡罪囚亦在囚、為虛事、以無罪平人、乙指、引、為、

良、從重論、齊、官、吏、亦、獄、囚、乙、虛、事、非、法、以、拷、打、推、問、為、

故、只、罪、囚、乙、教、誘、平、人、乙、虛、事、乙、法、用、良、指、引、令、是、

在、為、平、人、故、入、人、罪、以、論、齊、代、納、令、是、在、乙、良、非、

囚、為、平、人、故、入、人、罪、以、論、齊、代、納、令、是、在、乙、良、非、

法、以、生、徵、財、物、數、乙、交、乙、用、良、坐、贓、以、論、罪、遣、其、物、

乙、良、給、主、齊、虛、事、乙、交、乙、用、良、坐、贓、以、論、罪、遣、其、物、

延、留、三、日、杖、六、十、為、限、齊、罪、囚、乙、良、推、考、次、證、保、人、

日、加、一、等、杖、六、十、為、限、齊、罪、囚、乙、良、推、考、次、證、保、人、

等、亦、事、實、乙、良、不、言、為、遣、故、事、亦、虛、事、以、證、保、為、旅、

彼、國、之、人、亦、有、罪、為、遣、故、事、亦、虛、事、以、證、保、為、旅、

中、不、以、實、對、為、人、罪、乙、出、入、罪、二、等、

乙、良、證、佐、人、對、乙、良、減、罪、乙、出、入、罪、二、等、

彼、弘、文、館、本、作、被、  
內、閣、文、庫、本、亦、  
同、據、潘、尼、庵、本、  
查、章、閣、本、備、  
司、本、正、之、  
國、查、章、閣、本、備、  
違、司、本、作、囚、

卷、流、布、本、作、香、

巴、查、閣、本、作、已、

已、備、邊、司、本、作、巴、

爭、潘、尼、庵、本、作、詳、

罪人、流布本作犯

謂證佐人不說實情出脫犯人全罪者證佐人減  
 罪人全罪二等若增減其罪者亦減犯人所得增  
 減之罪二等之類謂證佐人亦實情乙不說犯人  
 矣本罪乙免脫為在乙良證佐  
 之人乙所犯人矣全罪良中減二等齊所犯人矣  
 罪乙加減為在乙良犯罪人矣所犯為乎加減之  
 罪良中減  
 二等齊

通事與同罪。

謂化外人本有罪通事符同傳說出脫全罪者通  
 事與犯人同得全罪若將化外人罪名增減傳說  
 者以所增減之罪坐通事謂如化外人本招承杖  
 六十通事傳譯增作杖一百即坐通事杖四十又

作、流布本一作坐。

招之下、流布本一  
 作、有承字。  
 作、流布本一作坐。  
 杖、流布本作笞。

如化外人本招杖一百通事傳譯減作笞五十即  
 坐通事杖五十之類謂彼國之人本有罪為去乙  
 通事亦同意傳說為全罪免  
 脫為在乙良通事乙犯人矣全罪以同論齊彼國  
 人矣罪狀乙加減為傳說為在乙良其矣加減之  
 罪以通事亦翻譯為杖一百罪良中加作為在乙良  
 乙通事亦翻譯為杖一百罪良中加作為在乙良  
 通事亦翻譯為杖一百罪良中加作為在乙良  
 通事亦翻譯為杖一百罪良中加作為在乙良  
 五十坐罪  
 為乎事。

【官司出入人罪】凡官司故出入人罪全出入者以  
 全罪論凡官司亦他人矣罪乙故只入出為去  
 等全出入為在乙良全罪例以論齊  
 謂官吏因受人財及法外用刑將本應無罪之人  
 而故加以罪及應有罪之人而故出脫之者並坐

烙人、牽章開本、備  
違司本作烙入。

官吏以全罪。法外用刑，如用火燒烙鐵烙人，或冬

烙人、牽章開本作  
烙入。

月用冷水澆淋身體之類。謂官吏亦他財物中  
受贈為法外良中

若增輕作重，減重作輕，以所增減論，至死者坐以死

而增之下流布本有  
作字。

罪。輕罪乙重罪如為於重罪乙輕罪如為在乙良其  
矣加減罪以論齊至死令是在乙良坐以死罪齊

謂如其人犯罪應決一十而增二十之類，謂之增

輕作重，則坐以所增一十之罪，其人應決五十而

減作三十之類，謂之減重作輕，則坐以所減二十

之罪，餘准此。若增輕作重，入至徒罪者，每徒一等

折杖二十，入至流罪者，每流一等折徒半年，入至

死罪已決者，坐以死罪，若減重作輕者，亦如之。謂

人矣犯罪亦決笞一十是去乙加作二十是如為  
在乙良加作為乎一十乙笞決為齊其人亦笞決

五十是去乙減作三十是如為在乙良所減二十  
乙笞決為齊萬一增輕作重為乎矣至徒罪者乙

良每徒一等折杖二十齊入至流罪者乙良每流  
一等折徒半年齊入至死罪已決者乙良坐以死

罪齊萬一重罪乙輕罪  
良中出者置亦如之齊

若斷罪失於入者各減三等，失於出者各減五等，罪斷

為乎矣知不得入於罪為在乙良各減三等  
為遣知不得出於罪為在乙良各減五等齊

謂鞫問罪囚，或證佐誣指，或依法拷訊，以致招承，

罪、流布本作獄。

及議刑之際，所見錯誤，別無受贓情弊及法外用刑，致罪有輕重者，若從輕失入重，從重失出輕者，亦以所剩罪論。謂罪囚乙推考次，或證人亦虛指為論，或依法推問，取招服為論，及刑罰乙議論次，所見錯誤分是遣受贓物為乎情狀無齊及法外用刑罪狀加減無齊，從輕失入重為去乃從重失出輕者乙良各以所剩罪以論齊。

並以吏典為首，首領官減吏典一等，佐貳官減首領官一等，長官減佐貳官一等科罪。○若囚未決放及放而還獲，若囚自死，各听減一等。並只令史色員乙郎應罪良中減一等齊長官乙良之次員罪良中減一等科罪齊○囚人乙決放不冬為論，罪為遣郎

听、流布本作聽。

應乙良令史色員罪良中減一等齊長官乙良之次員罪良中郎應罪良中減一等齊長官乙良之次員罪良中減一等科罪齊○囚人乙決放不冬為論，罪為遣郎有如有可更良執捉為論，囚人亦自死為在乙良減

一等為乎事。

謂故入及失入人笞杖徒流死罪未決，其故出及失出人笞杖徒流死罪未放，及放而更獲，若囚人自死者，於故出入及失出入人罪上各聽減一等。

謂囚人矣，笞杖徒流果徒流果死罪乙故只入於罪為去乃知不得入於罪為去乃決絕不冬為是果，又他人矣，笞杖徒流死罪等乙故只出於罪為去乃，知不得出於罪為去乃，放出不冬為是果，已放為有，如可更良執捉為是果，囚人亦自死為在乙良，故出入及失出入人罪良中各減一等。

【辯明冤枉】凡監察御史按察司辯明冤枉，須要開具所枉事跡，實封奏聞，委官追問得實，被誣之人依律改正，罪坐原告，原問官吏。○若事無冤枉，朦朧辯明

者杖一百徒三年，若所誣罪重者，以故出入人罪論。所辯之人知情與同罪，不知者不坐。凡司憲府按廉實封以爲乎第亦中須只冤枉事狀乙開坐具錄爲問爲乎矣，事狀的，是去等虛事乙被告之人乙良依律改正遣初亦言告人果初亦推問官吏乙坐罪齊，冤枉事無去乙，矇矓辯明爲，出入人罪，例以百徒三年，誣告罪重爲在乙良故出入人罪例以論齊，次知辯正人亦知情者罪同齊，不知者不坐。

條目中囚之下、流字。布本有等第之二

【有司決囚】凡獄囚鞫問明白，追勘完備，徒流以下從各府州縣決配，至死罪者，在內聽監察御史在外聽提刑按察司審錄無冤，依律議擬，轉達刑部定擬奏聞，迴報直隸去處，從刑部委官與監察御史在外去

狀之下一字、弘文館本、刑、錄、內、備、應、本、查、章、閣、本、備、邊、司、本、補、之。

處從布政司委官與按察司官共同審決。○若犯人反異，家屬稱冤，即便推鞫，事果違枉，同將原問原審官吏通問改正。○其審錄無冤，故延不決者，杖六十。若明稱冤抑，不爲申理者，以入人罪故失論。凡獄囚明白爲於事狀乙推考圓備爲去等徒流乙推問乙良各州府郡縣亦任意以決斷配流齊，至於死罪爲在乙良，在內司憲府果在按廉使弋只字細推問爲冤枉無在乙良，依律議罪爲於轉達都評議使及刑曹等亦司憲府按廉使內申聞爲遣都評議使及刑曹等亦司憲府按廉使內申聞爲遣都評議移齊京畿直屬各處廉使亦公道以字細推問刑曹果外方各村乙良，按廉使亦公道以字細推問刑曹屬齊○犯罪人亦反爲去等，即以訴告爲於其矣家狀亦違枉事乙哀告爲去等，即以訴告爲於其矣家在官吏乙一處良中究問改正齊審問辯正爲冤



恨無在事乙、故只延留不決、為在乙良杖六十、齊冤恨屈抑事乙、明白稱說為去乙、推明決斷不冬、為在乙良、入人罪及故失例以論為乎事。

【檢驗屍傷不以實】凡檢驗屍傷、若牒到托故不即檢驗、致令屍變、及不親臨監視、轉委吏卒、若初復檢、官吏相見符同屍狀、及不為用心檢驗、移易輕重、增減屍傷不實、定執致死根因不明者、正官杖六十、首領官杖七十、吏典杖八十、件作行人、檢驗不實、符同屍狀者、罪亦如之、因而罪有增減者、以失出入人罪論。○若受財故檢驗不以實者、以故出入人罪論、賊重者、計賊以枉法各從重論。凡屍體傷處乙、檢察為乎矣、文字到付為去等、緣故

推旒、即時檢察不冬、屍體變色、令是旒、及親亦、檢不冬、令史色員亦中、傳付檢屍、為旒、初亦、檢屍、同、意、為、用、心、檢、察、不、冬、輕、重、乙、改、易、為、屍、體、事、狀、乙、為、處、乙、如、減、不、實、為、旒、致、死、事、狀、乙、明、白、辨、檢、不、冬、為、在、乙、良、長、官、乙、杖、六、十、郎、應、是、去、等、杖、七、十、令、史、色、員、乙、良、杖、八、十、原、屬、檢、屍、事、狀、乙、人、亦、屍、體、乙、檢、察、為、乎、矣、不、以、實、為、在、屍、體、事、狀、乙、人、亦、屍、體、乙、乙、良、失、出、入、人、罪、例、以、論、齊、人、矣、罪、狀、乙、增、減、為、在、乙、良、賊、物、數、以、計、為、枉、法、例、以、從、重、論、為、乎、事。

【決罰不如法】凡官司決人不如法者、答四十、因而致死、死者杖一百、均徵埋葬銀一十兩、行杖之人各減一等、凡官司亦人罪乙、決斷為乎矣、不如法、為在乙良、答四十、齊、因而致死、死者杖一百、遺、燒埋銀一十兩、人乙、別、乎、生、徵、齊、執、杖、人乙、良、各、減、一、等。



若於人臂腿受刑去處依法決打邂逅致死及自盡者各勿論。人矣依例受刑為臥乎臂腿良中依法決打為良在乙逢音致死為於及自盡而死

者各勿論為乎事

【長官使人有犯】凡在外各衙門長官及出使人員於

所在去處有犯者所部屬官等不得輒便推問皆須

申覆上司區處若犯死罪收管聽候廻報所掌印信

鑰鑰發付次官收掌若無長官次官掌印者亦同長

官違者答四十。凡各司及州縣長官及出使人員亦

所屬官亦即便推問為乎不喻是去有等以京中

是去等都評議使外方是去等按廉使良中須只

申報受決為遣所掌印信文書鑰鑰等乙良次官亦

中傳付准受為乎矣長官無去等次官七只

【斷罪引律令】凡斷罪皆須具引律令違者答三十若

數事共條止引所犯罪者聽○其特旨斷罪臨時處

治不為定律者不得引比為律若輒引比致罪有出

入者以故失論。凡罪人乙須只律令比引決斷為乎

去等所犯切當為在條乙聽從齊王旨以決斷教

是臥乎定律不得為乎罪囚隱不敢比引是去有

【獄囚取服辯】凡獄囚徒流死罪各喚囚及其家屬具

告所斷罪名仍取囚服辯文狀若不服者聽其自理

更為詳審違者徒流罪答四十死罪杖六十○其囚

家屬在三百里之外止取囚服辯文狀不在具告家

屬罪名之限凡四人矣徒果流果死罪等乙决斷為

乙並只一處進來决斷罪名乙告說為遣沙囚人

矣明辨降伏為乎文字乙捧上為乎矣降伏不冬

為在乙良許听自理為遣更良字細窮問為齊違

者乙良徒流罪是去等笞四十死罪是去等杖六

十齊囚人矣妻子息亦三百里外良中遠在為在

乙良唯只囚人矣服辨文字乙捧上為遣遠在為

在妻子息亦中乙良不在

告說罪名之限為乎事

【赦前斷罪不當】凡赦前處斷刑名罪有不當若處輕

為重者當改正從輕處重為輕其常赦所不免者依

律貼斷若官吏故出入者雖會赦並不原宥凡赦前

决斷為乎矣罪狀適當不得輕罪乙重罪乙輕罪中决

中决斷為良在等必于宥旨良置免赦不得為在

【聞有恩赦而故犯】凡聞知有恩赦而故犯罪者加常

犯一等雖會赦並不原宥○若官司聞知有恩赦而

故論决囚罪者以故入人罪論凡近有宥旨教所乙

為在乙良常犯例良中加一等為乎矣必于赦良

置並只不赦齊官司亦近有宥旨教所乙聞知為

遣故只罪囚乙論决為在乙

【徒囚不應役】凡塩場鐵冶拘役徒囚應入役而不入

役及徒囚因病給暇病已痊可不令計日貼役者過

三日笞二十每三日加一等罪止杖一百○若徒囚

暇、流布本一作假。

年限未滿監守之人故縱逃廻及容令雇人代替者照依囚人應役月日抵數徒役並罪坐所由受財者計贓以枉法從重論仍拘徒囚依律論罪貼役

炊、吹之訛乎。

凡塩場炊鍊所良中赴役徒囚等乙赴役合當為在乙赴役不冬令是旅及徒囚亦因病給由為有如可病差為去等給由限日乙計為更良赴役不冬為在乙良過三日答二十每三日加一等杖一百為限齊○徒囚人等矣限年亦未滿為有去等監臨員亦故只放縱逃亡令是旅及工錢捧上代役人乙計數為同數以當役人矣本充立齊受財日月乙計數為同數以當役人矣本充立齊受財者乙仍執赴役令是在乙良依律論罪貼役為乎事

【婦人犯罪】凡婦人犯罪除犯奸及死罪收禁外其餘

婆、流布本一作婆。

雜犯責付本夫收管如無夫者責付有服親屬隣里保管隨衙聽候不許一槩監禁違者笞四十○若婦人懷孕犯罪應拷決者依上保管皆待產後一百日拷決若未產而拷決因而墮胎者官吏減凡鬪傷罪三等致死者杖一百徒三年產限未滿而拷決者減一等○若犯死罪聽令穩婆入禁看視亦聽產後百日乃行刑未產而決者杖八十產訖限未滿而決者杖七十其過限不決者杖六十○失者各減三等

凡婦人犯罪為在乙良姦犯及死罪乙囚禁遣他餘雜犯罪乙良本夫亦中堅固准受為乎矣無夫為在乙良有服親族及切鄰乙作保准受為有

二等、三等之誤乎。  
打、奎章閣本作榜。

爲巴只、奎章閣本  
作爲巴只、潘尼  
庵本作巴只。

乎矣。違者乙良答四十。盈孕婦人亦犯罪爲去等  
打傷推問合當爲在乙良。如前保人准受爲有如  
可產後一百日第待候爲良沙。依例推問爲齊。未  
產前良中推問爲因此落胎爲在乙良。官吏乙凡  
闕傷例良中減二等齊。致死爲在乙良。杖一百徒  
三年齊。產限亦未滿爲有去等。打決爲在乙良。減  
一等齊。犯死罪爲在乙良。守護女人乙用良入獄  
看審令是如可。產後百日是去等。依例行刑遣。未  
產前決斷爲在乙良。杖八十齊。產後良置限日亦  
未滿爲有去等。決斷者乙良。杖七十齊。限日亦  
過爲巴只。決斷不冬爲在乙良。杖六十  
十齊。失者乙良。各減三等爲乎事。

【死囚覆奏待報】凡死罪囚不待覆奏廻報而輒處決  
者杖八十。若已覆奏廻報應決者聽三日乃行刑。若  
限未滿而行刑及過限不行刑者各杖六十。若立  
春以後秋分以前決死刑者杖八十。其犯十惡之

待、奎章閣本作侍。

爲巴只、奎章閣本  
潘尼庵本作爲巴  
只。

罪應死及強盜者雖決不待時若於禁刑日而決者  
答四十。凡死罪囚人乙覆奏行下乙待候不冬即便  
決斷爲在乙良。杖八十齊。必于覆奏行下爲  
日合決斷爲在乙良。置三日第亦中沙行刑齊限  
行刑不冬爲在乙良。行刑爲旃限日亦已過爲巴只  
分以刑前良中死罪乙良。各杖六十齊。立春已後秋  
於死爲在十惡罪囚果及強盜乙良。杖八十齊。合  
斷爲乎喻乃禁刑日良中決斷爲在乙良。必于無時決  
爲乎事。

【斷罪不當】凡斷罪應決配而收贖應收贖而決配各  
依出入人罪減故失一等。若應絞而斬應斬而絞  
者杖六十。失者減三等。其已處決訖別加殘毀死屍  
者答五十。若反逆緣坐人口應入官而放免及非

出入之下、流布本  
一有人字。

刑律 斷罪不當

應入官而入官者各以出入流罪故失論。

凡斷罪為乎矣、理合流配為在乙良、出入罪例是於、	理合贖罪為在乙流配為在乙良、出入罪例是於、	依准為故、理合斬為在乙、絞死為在乙、杖六十、	乙斬為於、理合斬為在乙、絞死為在乙、杖六十、	知不得失錯為在乙良、減三等、已決斷後、更良、	屍體乙殘毀為在乙良、答五十、齊、○反逆罪人、	坐罪良中、干連人口、乙、理合沒官、為在乙、放免、	於、入官理合不得為在乙、入官為在乙、良、各各出、	入流罪及故失、	例以論為乎事。
-------------------------	-----------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	--------------------------	--------------------------	---------	---------

大明律 卷第二十八

奎章閣本、斷罪不  
當之次、有左一  
條、流布本亦同。  
〔吏典代寫招草〕凡  
諸衙門詢問刑名等  
項、若吏典人等為  
人改寫及代寫招  
草、增減情節、以  
罪出入者、皆犯  
出入罪論、若犯  
罪不入罪論、許  
不干礙之人代寫、

大明律 卷第二十九

工律

營造

【擅造作】凡軍民官司有所營造、應申上而不申上、應待報而不待報、而擅起差人工者、各計所役人雇工錢坐贓論。○若非法營造、及非時起差人工營造者、罪亦如之。○其城垣坍塌、倉庫公廨損毀、一時起差丁夫軍人修理者、不在此限。○若營造計料申請財物及人工多小不實者、答五十、若已損財物、或已費人工、各併計所損物價及所費雇工錢、重者坐贓論。

律第二十九

(六〇九)

小、流布本作少。

毀、流布本作壞。

(六〇八)

凡京外軍民官司亦公家造作為須只申報為事乙申報不冬為造為須只申報乙待候  
 為乎事乙待候不冬為造為須只申報乙待候  
 在乙良赴役人矣每日常功價乙計數為坐賊例以  
 論齊○非法以營造為非時起役造成為在  
 乙良罪同齊其城垣亦類落為旅倉庫公家亦壞  
 破為乎等用良一時民糶抄出色依例修理為在  
 不在此限齊營造入糧料物色果及傳請財物果  
 人糶多小等乙實亦開坐辨報不冬為在乙良  
 五十為乎矣已損為乎財物果已費為乎人功等  
 乙良損失為乎物價及費用為乎人糶功  
 錢等乙計數為重是去等坐賊論為乎事

功力、流布本一作  
工力、下同。

【虛費功力採取不堪用】凡役使人工採取木石材料  
 及燒造磚瓦之類虛費功力而不堪用者計所費雇  
 工錢坐賊論若有所造作及有所毀壞備慮不謹而  
 誤殺人者以過失殺人論工匠提調官各以所由為

罪凡人糶乙抄出為木石材木斫取為旅磚瓦乙燔  
 造為乎矣功出力虛費遣不堪用為在乙良費用為  
 乎功錢乙計數為坐賊以論齊須只造作為乎事  
 果須只破壞為乎事乙預備分別不冬為有可  
 誤錯亦殺人為在乙良過失殺人例以論罪遣次  
 知官員工匠等乙良各各起揭人以與罪為乎事  
 【造作不如法】凡造作不如法者答四十若成造軍器  
 不如法及織造段疋履糙紕薄者各答五十若不堪  
 用及應改造者各併計所損財物及所費雇工錢重  
 者坐賊論其應供奉御用之物加二等工匠各以所  
 由為罪局官減工匠一等提調官吏又減局官一等  
 並均償物價工錢還官凡造作為乎矣如法不得為  
 作為乎矣如法不冬為旅疋段乙織造為乎矣  
 糙及疎薄亦使內在乙良各各答五十織造為乎矣



功、內閣文庫本。  
滯足應本作工。

果、弘文館本作果、  
奎章閣本。備邊  
司本亦同。據內  
閣文庫本。滯足  
應本正之。  
慢、奎章閣本作慢。

【冒破物料】凡造作局院頭目工匠、多破物料入己者、計賊以監守自盜論、追物還官。○局官并覆實官吏、知情符同者與同罪、失覺察者減三等、罪止杖一百。  
 凡全委造作繕工寺果、供造署等次、知為頭匠人、等亦、造作入用物色等、乙、斜用為在乙、良、賊物數、乙、計為、監守自盜、例以論遣、生徵納官齊、○同寺、果、及署官員及次、知令史色員等亦同意為、欺弄、為在乙、良、減三等、遣、罪、知不得、遲慢覺察為、在乙、良、減三等、遣、罪、止杖一百、為乎事。

【帶造段正】凡監臨主守官吏、將自己物料輒於官局

帶造段正者杖六十、段正入官、工匠笞五十、局官知而不舉者與同罪、失覺察者減三等。  
 乙、官司良中、挾帶造作為在乙、良、杖六十、齊、段正、乙、良、沒官遣、匠人乙、良、笞五十、為齊、同官員亦知、而、不問為在乙、良、罪同齊、知不得、遲、慢、竟、察、為在乙、良、減三等、為乎事。

【織造違禁龍鳳文段正】凡民間織造違禁龍鳳文紵、絲紗羅貨賣者杖一百、段正入官。○機戶及桃花挽、花工匠同罪、連當房家小、起發赴京籍充國匠。

凡民間良中國禁龍鳳文紵、絲紗羅段正等乙、織、造、為、放、賣、為在乙、良、杖一百、遣、物、色、乙、良、沒官齊、織、造、匠、人、果、及、舉、花、文、為在乙、良、人、等、隱、同、罪、齊、同、居、妻、子、息、等、乙、良、同、匠、役、良、中、充、屬、為乎事。

【造作過限】凡各處額造常課段正、軍器過限不納齊

國、流布本作局。

足者以十分為率、一分工匠答二十、每一分加一等、

罪止答五十、局官減工匠一等、提調官吏又減局官

一等○若不依期計撥物料者、局官答四十、提調官

吏減一等

凡京外各處良中國用卜定為乎織造段  
疋軍器等乙定日內良中數准上納不得

為在乙良十分乙為率為一分乙遲慢為去等匠  
人乙答二十齊每一分加一等罪止答五十遣官

員乙良減匠人一等齊次知令史色乙員乙良官員  
罪良中減一等齊○織造入物色乙依例定日良

中題給不冬為在乙良答四十遣  
次知官吏乙良減一等為乎事

【修理倉庫】凡各處公廨倉庫局院、係官房舍、但有損

壞、當該官吏隨即移文有司修理、違者答四十、若因

而損壞官物者、依律科罪、倍償所損之物、若已移文

失、李章閣本作決。

有司而失誤者、罪坐有司

凡各處公廨倉庫果官司  
房舍等亦破壞為去等次

知官吏亦即時所任官良中行移修理為乎矣、違  
者乙良答四十齊、因此官物乙損壞為在乙良、依

例科罪遣、損壞之物乙良還徵齊、所任官良中行  
移使內良在等遲慢失誤為在乙良同官乙坐罪

為乎  
事

【有司官吏不住公廨】凡有司官吏、不住公廨內官房

而住街市民房者、杖八十○若埋沒公用器物者、以

壞失官物論

凡色掌官吏等亦官處良中接居不冬  
為遣街市家良中居住為去等杖八

十齊○官司器物等乙埋沒為在  
乙良、毀失官物例以論為乎事

壞、流布本作毀。



○因此殺傷人爲在乙良，闕殺傷罪良中減一等齊。  
○故只他矣。防築貯水乙決流爲在乙良，杖一百。  
齊，故只川岸陂塘乙決流爲在乙良，減二等爲乎。  
矣。漂失爲乎財物亦重爲去等竊盜例乙准論齊。  
因此殺傷人爲在乙良。  
故殺傷以論爲乎事。

【失時不修隄防】凡不修河防及修而失時者提調官

吏各笞五十，若毀害人家漂失財物者杖六十，因而

致傷人命者杖八十。○若不修圩岸及修而失時者

笞三十，因而渰沒田禾者笞五十，其暴水連雨損壞

隄防非人力所制者勿論。凡防築乙修理不冬爲於

良次知官吏乙各笞五十齊，人家乙毀害爲於財  
物乙漂失爲在乙良，杖六十齊，因此致傷人命爲  
在乙良，杖八十齊。○川岸防築乙修理不冬爲於  
修理爲乎矣。失時爲在乙良，笞三十齊，因此禾穀

制、流巾本一作致。

乙沉沒爲在乙良，笞五十齊，防築亦暴水靈雨良  
中損壞爲在如中，非人力所能制良，亦勿論爲乎  
事。

【侵占街道】凡侵占街巷道路而起蓋房屋及爲園圃

者杖六十，各令復舊，其穿墻而出污穢之物於街巷

者笞四十，出水者勿論。凡街巷道路乙侵占爲家舍

乙良，杖六十，遣各令依舊令是齊，垣墻良中穿穴  
爲污穢之物乙街路良中出置爲在乙良，笞四十  
遣出水者勿  
論爲乎事。

【修理橋梁道路】凡橋梁道路府州縣佐貳官提調於農

隙之時常加點視修理務要堅完平坦，若損壞失於

修理阻碍經行者提調官吏笞三十。○若津渡之處

應造橋梁而不造，應置渡船而不置者，答四十。

凡橋梁道路，乙州府郡縣之次官亦次知農隙乙  
 用良時常點檢修理為平矣，須只堅實平闊為齊  
 破毀修理不冬，行路乙填塞為在乙良次知官吏  
 乙答三十齊，○津渡各處良中依例造作橋梁乙  
 造作不冬為妨，依例過涉船乙  
 闕立為在乙良答四十為平事。

大明律 卷第三十 終

刑者輔治之法，不可為忽也。尚矣，諸刑家製律，或有過不及之差，有司病焉。此

大明律書科條輕重，各有攸當，誠執法者之準繩。

聖上思欲頒布中外，使仕進輩傳相誦習，皆得以取法，然其使字不常，人人未易曉，况我

本朝三韓時，薛聰所製方言文字，謂之吏道，土俗生知習熟，未能遽革焉。得家到戶諭，每人而教之，其宜將是書讀之，以吏道導之，以良能政丞平壤。伯趙浚，乃命檢校中樞院高士娶與予，囑其事。某等詳究反復，逐字直解，於庠予二人草創於前，三

峯鄭先生道傳工曹典書唐誠潤色於後豈非切磋琢磨之謂也歟功既告訖付書籍院以白州知事徐贊所造刻字印出無慮百餘本而試頒行庶不負

欽恤之意也時洪武乙亥二月初吉尙友齋金祇謹識。

李章閣本、有丙寅  
開刊之十一字。

附錄

大明律直解解說

## 大明律直解説

一

經國大典の卷之五刑典には、其の冒頭の用律條に「用大明律」と規定し、續大典の刑典にも此の趣旨を敷衍して「依原典用大明律、而原典續典有當律者、從二典」とあつて、光武九年(皇紀二五六五年、西曆一九〇五年)刑法大全の實施を見るに至る迄、實に明律は、半島に於て刑法上普通法として、全般的なる依用のことが定められて居つたのである。而して、此の明律依用の法則たる、經國大典編纂の時に始まつたものではなく、李朝開國の當時すでに確立して居つたのであつた。

今、其の次第を稽ふるに、李太祖の元年(皇紀二〇五二年、西曆一三九二年)七月丁未に下された即位の教には、即位の願末を明かにし、且つ國事に關する基本的なる事項を宣べて、

教中外大小臣僚、閑良耆老、軍民、王若曰、天生蒸民、立之君長、養之以相生、治之以相安、故

君道有得失、而人心有向背、天命之去就、係焉此理之常也。洪武二十五年七月十六日乙未、都評議使司及大小臣僚、合辭勸進曰、王氏自恭愍王無嗣、薨逝、辛禡乘間竊位、有罪辭退、子昌襲位、國祚再絕矣。幸賴將帥之力、以定昌府院君、權署國事、而乃昏迷不法、衆叛親離、不能保有宗社、所謂天之所廢、誰能興之者也。社稷必歸於有德、大位不可以久虛、以功以德、中外歸心、宜正位號、以定民志、予以涼德、惟不克負荷、是懼、讓至再三、僉曰、人心如此、天意可知、衆不可拒、天不可違、執之彌固、予俯循輿情、勉即王位、國號仍舊爲高麗、儀章法制、一依前朝故事、爰當更始之初、宣布寬大之恩、凡便民事件、條列于後、於戲、予惟寡昧、罔知時措之方、尙賴贊襄、以致惟新之治、咨爾有衆、體予至懷。

といふてゐる(太祖實錄元年七月丁未條)。即ち儀章法制に關しては、急激なる改革を避けて、姑く前朝のままを踏襲するを以て、國策とし、之を中外に宣明してゐるのである。果して然らば、李朝開國の直前に於ける麗朝の法制は如何。高麗史刑法志の序には次の如くいふてゐる。曰く、

刑以懲其已然、法以防其未然、懲其已然而使人知畏、不若防其未然而使人知避也。然非刑則法無以行、此先王所以並用而不能偏廢者也。高麗一代之制、大抵皆倣乎唐、至於刑

法、亦採唐律、參酌時宜、而用之、曰獄官令二條、名例十二條、衛禁四條、職制十四條、戶婚四條、廩庫三條、擅興三條、盜賊六條、鬪訟七條、詐僞二條、雜律二條、捕亡八條、斷獄四條、摠七十一條、刪煩取簡、行之一時、亦不可謂無據、然其弊也、禁網不張、緩刑數赦、姦兇之徒、脫漏自恣、莫之禁制、及其季世、其弊極矣、於是、有建議雜用元朝議刑、易覽大明律以行者、又有兼採至正條格、言行事宜、成書以進者、此雖切於救時之弊、其如大綱之已隳、國勢之已傾、何、今以見於史者、記其梗槩、使考得失、作刑法志。

と。之に依れば、高麗には唐律に倣ふた總て七十一條より成る律があつたといふことであるが、高麗の法制が中國の勢力の消長に依つて影響を蒙ることはあり得べき事柄で、辛禡が其の三年(皇紀二〇三七年、西曆一三三七年)に北元の冊命を受け、北元の年號宣光を用ゐて向元の態度を明かにした時代には、令中外決獄、一遵至正條格(高麗史刑法志職制條及び列傳辛禡條)との令が下され、元の至正條格が依用せられることとなつたのであつた。元の議刑易覽と大明律とを雜用して行はんことを建議した者ありといふは、何時の出來事か、明かでないが、恐らくは元明の二勢力が半島に相錯綜した時代の產物であつたであらう。然るに、李成桂(李太祖)が辛禡十四年(皇紀二〇四八年、西曆一三八八年)六月軍を威化島より回へして王を廢し、



昌を立てて向明排元の國策を樹立遂行することとなつた以後は、明律を以て「時王之制」とする考へが支配することとなつたであらうし、又一面明律が頗る優秀なる法典たることも漸次認識せられるに至つたであらうから、大勢は明白なる明律依用へと移行したること、容易に推察し得られる。此の間の消息を物語るものとして、高麗史刑法志職制條に見える辛禡十四年九月の典法司の上疏を擧げることが出来る。曰く、

(前略)前元有天下、制以條格通制、布律中外、尙懼其煩而未究、復以中國俚語爲律、而名之曰議刑易覽、欲令天下之爲吏者、皆得而易曉也、然本朝俚語與中國不通、則尤難曉之、又無講習者、故凡施刑者皆出妄意、而或受賄賂、或誣權勢、或諱親故、而罪雖可殺、尙不受一笞一杖、而無辜或陷於極刑、至於愚婦赤子、咸被殺戮、恨成怨積、而乾文失道、地恠屢警、歲不登、而民不聊生、兵不暫停、而國以日縮、三韓之業、幾復墜矣、今殿下(辛昌を指す)、年方幼冲、人心所歸、遽即父位、鑑何遠取、伏惟殿下、遠小人、親君子、鷄鳴而興、暮夜而休、不廢學業、崇信德教、平其政刑、以事大國、今大明律、考之議刑易覽、斟酌古今、尤頗詳盡、况時王之制、尤當做行、然與本朝律不合者有之、伏惟殿下、命通中國與本朝文俚者、斟酌更定、訓導京外官吏、一笞一杖、依律而施行之、若不按律、而妄意輕重者、以其罪罪之、司掌刑之官、而一

國刑戮、總不得知、固非立官之意也。(下略)

と。斯くて其の後、恭讓王の四年(高麗紀一〇五二年、西曆一三九三年)には元明律を採り且半島の特殊事情をも參酌する彼の鄭夢周の新律編纂の企てへと進んだのであるが(高麗史列傳鄭夢周條)新律は完成施行の域に至らずして止み(高麗史恭讓王四年二月甲寅條)半島の統治は名實ともに、擧げて李太祖の手に委ねられることとなつたのである。然らば李太祖が即位を宣するに當つて下した教に「依前朝故事」といふは畢竟刑法に關する領域に於ては、すでに麗末に少くとも事實上行はるるに至つてゐた明律依用の法則を確認し、宣言することになるのではあるまいか。

前顯李太祖即位の教に引續き、便民事件として列記せられた十七事目の一に、

前朝之季、律無定制、刑曹巡軍街衢、各執所見、刑不得中、自今刑曹掌刑法、聽訟、鞠詰、巡軍掌巡綽、捕盜、禁亂、其刑曹所決、雖犯笞罪、必取謝貼罷職、累及子孫、非先王立法之意、自今京外刑決官、凡公私罪犯、必該大明律追奪宣勅者、乃收謝貼、該資產沒官者、乃沒家產、其附過、遠職、收贖、解任等事、一依律文科斷、毋蹈前弊、街衢革去。

と云へるは、これを以て明律依用の法則を定むるに在つたのではなく、明律の全般的な

る依用を前提としつつ、刑曹・巡軍の権限の範囲を明かにし、謝貼の收奪・家産の没收・附過・收贖・解任等の事は一に明律の定むる所に準據して行ふべきものなることを特に宣明する必要あつたが爲めに、この事をいふたまでのものと見るべきである。

## 二

抑も、明律はいかなる経過を以て編纂せられたものであらうか。明律編纂には凡そ四度の變遷がある。

## 一 吳元年の律

明の太祖武昌を平ぐるや、吳の元年(皇紀二〇二七年 西曆一三六七年)十月疾くも左丞相李善長を總裁官と爲し、參知政事楊憲以下の議律官を任命し、簡明を旨として律令編纂の事に従はしめたのであるが、(皇明實錄 吳元年十月壬子條)該律は唐律に倣ひ、之を増損して吏律十八條、戶律六十三條、禮律十四條、兵律三十四條、刑律百五十條、工律十條計二百八十五條、十二月書成り中外に頒布するに至つたといふ(同上 吳元年十二月甲辰條)。これ明律編纂の發端を爲すもので、該律の編別は、唐律のそれとは異なり、周の六卿の名を負ふ、吏・戶・禮・兵・刑・工

の六分主義に依つたことは注意すべき點である。

## 二 洪武七年の律

然るに、太祖は吳の元年の律令を以ては尙輕重あつて、宜しきを失するものとして、すでに其の翌年、即ち洪武元年(皇紀二〇二八年 西曆一三六八年)閏八月に儒臣四人に命じ、刑部官と共に日に唐律二十條を取つて進めしめ、自から其の採否を攷へるといふ熱心さで(同上 洪武元年閏八月癸未條)太祖は律の編纂に對して尠からざる關心を持つたのであつた。部分的には洪武六年(皇紀二〇三三年 西曆一三七三年)八月に親屬相容隱律の更定の事もあつたが(同上 洪武六年八月辛巳條)同年閏十一月に至り、時の刑部尙書劉惟謙に詔して大明律を詳定せしめ、編目は吳元年の律が吏・戶・禮・兵・刑・工の六分主義を採れるに對し、唐律のそれに復へつて名例・衛禁・職制・戶婚・厩庫・擅興・盜賊・鬪訟・詐僞・雜犯・捕亡・斷獄とし、已頒の舊律二百八十八條、續律百二十八條を採用し、舊令を律に改むるもの三十六條、新たに律を制するもの三十一條、唐律を撮つて遺を補ふもの一百二十三條合計六百六條、分つて三十卷と爲した。其の間損益を爲すには務めて輕重の宜しきに合せしめ、一篇成る毎に上進し、太祖は之を兩廡の壁に貼つて親しく裁定を加へ、成るに及んで宋濂が表を作つて以て進め、天下に頒布

せしめられたのであつた(同上洪武六年閏十一月己丑條)。宋濂の上表に依れば六年十一月詔を受け、七年二月に完成したものであるといふ。

### 三 洪武二十二年の律

洪武七年の律編纂の後、洪武九年(皇紀二〇三六年)十月には中書左丞相胡惟庸等に命じ十三條を釐正せしめたことの如き、部分的改正も行はれたのであるが(同上洪武九年十月辛酉條)越えて二十二年(皇紀二〇四九年)八月刑部は奏言して、比年律例の増損せらるるもの少からず、爲めに外方の理刑官及び初任者悉知すること能はずして、斷獄當を得ざらしむるに至りし故を以て、編類頒布して遵守する所を知らしめん事を請ひ、遂に翰林院と刑部官とをして、増す所のものを取つて参考折衷し、類を以て編附せしめることとなり、卷を爲すこと三十條を爲すこと四百六十、編別は唐律の舊態を罷め、名例、吏、戶、禮、兵、刑、工の七分主義採用せられ、書成るに及んで命じて之を頒行せしめられて居る(同上洪武二十二年八月戊午條)。吳元年の律に於て李善長に依つて試みられた六分主義は、再びここに、各律に共通なる事項を定むる名例律を加へて、七分主義の形を以て採用せられるに至り、明律に創始せられた特有なる形式を確立することとなつた。

### 四 洪武三十年の律

今日傳へらるる明律は、洪武三十年(皇紀二〇五七年)成る所のものであつて、二十二年より三十年に至る間に於ても、二十二年に太孫が五條を更定せんことを請ふて之を善しとせられ、又太孫の請に依つて七十三條を改定せしめたこともあり(明史刑法志洪武二十二年條)二十八年には律と條例と同じからざるものを更定すべしとする議があつたといふ(皇明實錄洪武二十八年二月戊子條)。三十年の律は此等に基いて、二十二年律に對し多少の修正を加へられたではあらうが、普く中外に頒布せしむるに至つた主たる理由は、群臣に賜ふた上諭に、

朕有天下、倣古爲制、明禮以導民、定律以繩頑、刊著爲令、行之已久、然而犯者猶衆、故於聽政之暇、作大誥、昭示民間、使知趨吉避凶之道、古人謂刑爲祥、豈非欲民並坐於天地間哉、然法在有司、民不周知、故命刑官、取大誥條目、撮其畧要、附載於律、凡榜文禁約、悉除之、除謀逆并律誥該載外、其雜犯大小之罪、悉依贖罪之律論斷、編次成書、刊布中外、令天下知所遵守、刑期無刑、庶稱朕恤刑之意。

とあつて(同上洪武三十年五月甲寅條)従前法は有司の手に在り、民周知せざるの状態な

りしが故に、茲に天下をして遵守する所を知らしめんとするに在つたものの如くである。

吳元年の律は史上に其の名を存するのみである。洪武七年律も其の名のみを四庫全書存目の中に止め、永樂大典には收載せられて居つたことなるが、今日見ることを得ない。二十二年律も、明史刑法志には其の頒布の事をいはざるも、右の如く皇明實錄に依れば頒布せられたのであるが、世に傳へらるるものあることをいふたものがない。

麗末より李朝國初にかけて、半島に齎らされてゐた明律は、何年の律であつたのであらうか。辛禍十四年は洪武二十一年に該るが故に、當時半島に存せしものは洪武七年律でなければならぬ。恭讓王四年は洪武二十五年に該るが故に、此の頃より李太祖六年(洪武三十年)迄の間に半島に於て讀まれ、依用せられたものは洪武二十二年律と推測せられる。

三

すでに、麗末李朝國初に於て明律が半島に依用せられたとすれば、刑官をしてよく斷獄を謬まらざらしめ、民をして無知觸禁の事なからしむるが爲め、官民をして明律を周知せしむることが緊要である。然るに律文は、當時頗る難曉のものとなされたが故に、茲に一般士人の間に知られてゐた吏讀交りの文體を以て、明律の譯解を試むることは、方に時務に適切なる一策であつたに相違ない。大明律直解はかゝる時代の要求に促されて成つたものである。尤も本來、此の書に大明律直解なる題名が付せられてゐるのではなく、單に大明律と識されて居るにすぎないのであるが、従前此の書を他の類書と區別するが爲めに、或は直解大明律、或は大明律直解なる稱呼が用ゐられて居るので、余も亦便宜後の稱呼に従はんとするものである。

大明律直解刊行の願末は其の跋文に詳かである。曰く、  
刑者輔治之法、不可爲忽也。尙矣、諸刑家製律、或有過不及之差、有司病焉。此大明律書、科條輕重、各有攸當、誠執法者之準繩、聖上思欲頒布中外、使仕進暨傳相誦習、皆得以法、然其使字不常、人人未易曉、况我本朝三韓時、薛聰所製方言文字、謂之吏道、士俗生知習熟、未能遽革、焉得家到戶諭、每人而教之哉、宜將是書、讀之以吏道、導之以良能、政丞平壤伯

趙浚、乃命檢校中樞院高士毅與子、囑其事、某等詳究反覆、逐字直解、於摩子二人、草初於前、三峯鄭先生道傳、工曹典書唐誠、潤色於後、豈非切磋琢磨之謂也歟、功既告訖、付書籍院、以白州知事徐贊所造刻字、印出無慮百餘本、而試頒行、庶不負欽恤之意也、時洪武乙亥二月初吉、尙友齋金祗謹識。

と。之に依れば、李朝開國の功臣趙浚が高士毅と金祗とに命じて吏道（吏讀といふと同じ）を以て大明律を直解すべきことを囑し、同人等が詳究反覆、逐字直解したる後、鄭道傳（唐誠が之を潤色したるものなりといふ。鄭道傳が李太祖三年（西曆一三〇五年）纂する所の朝鮮經國典の憲典總序に、

（前略）今殿下、仁覆如天、明斷如神、好生之德、合乎上帝、凡有犯法、爲有司所論執者、苟有可疑、每加矜恤、務從寬典、多所原免、俾以自新、又慮愚民無知觸禁、爰命攸司、將大明律、譯以方言、使衆易曉、凡所斷決、皆用此律、所以上奉帝範、下重民命也、將見斯民知禁而不犯、刑措而不用矣、臣仰體聖心、敢以仁明之德、爲用刑之本、作憲典總序。

とあつて、その譯以方言といふのも、此の書を指したものと考へられる。ただ鄭道傳は跋文の記載と異なつて、大明律方言譯の事が李太祖の命に出でた如く述べて居るのは

いかがのものであらうか。李朝實錄を繙くも、李太祖が之を命じた記事は見出し得ない。また斯くの如き明律譯解の事業が短日月の間に成就せられたとは考へ得ざるが故に、少くとも數年前、恐らくは麗末に於て其の事の既に始められてゐたと見るのが至當である。前顯高麗史刑法志職制條辛禡十四年九月の典法司上疏の中に、命通中國與本朝文俚者、斟酌更定云云の一句あるを想起すれば、明律譯解の事業の端緒が麗末に在りとする推測は、必ずしも大過なきことを知るであらう。

大明律直解が印出頒行せられたのは洪武乙亥（皇紀二〇五五年、西曆一三五五年）二月なること、右の跋文に明記せらるる所である。太宗の頃にも大明律を譯すべき命があつた如くであるが、太宗實錄十一年十二月戊子條、大明律直解中の「徒流遷徙地方」なる條目に掲げられた地名例へば楊廣道交州江陵道西海道等は、太祖四年六月忠清江原豊海と改稱するに至つた（太祖實錄四年六月乙亥條）以前の名稱なることに照すも、此の書は太宗時代の所産ではなく、跋文に謂ふが如く太祖四年前に功を訖つたものなること明瞭である。

明律直解の事に關與せる高士毅は開城の人、版圖判書瑛の子で、初め高麗に仕へ、李朝

に及んで其の官は實文閣直提學に至つたといはれる。また、金祇は國朝榜目に依るに、靈光の人、思順の子、恭愍王壬寅（十一年、西曆一三〇三年）十月乙科に上つてゐる。かの鄭道傳も同年進士に擧げられてゐるのであるから、金祇は鄭道傳とほぼ同年配とみて差支ないであらう。李太祖元年の頃には禮曹議郎の職に在つたことが實錄に見え、太祖實錄元年十一月戊子條、能吏であつたと思はれる。

## 四

洪武乙亥二月の印出に係る大明律直解の原本が、活字本なりしか、鏤板本なりしかは、金祇の跋文に白州知事徐贊造る所の刻字を以て百餘本を印出したといふ所謂刻字の解釋如何に依つて見解が分れる。朝鮮總督府編の朝鮮圖書解題は活字と解して居り、小田幹治郎氏も木活字とせられて居るが、朝鮮彙報大正七年一月號、余は必ずしも活字と解さねばならぬものとは考へない。鏤板を指して刻字と稱することも格別不條理な表現法といふべきでないと思ふ。尙、朴桂壽（皇紀二四六七年—二五三六年）の獄齋集に、題晋州官庫所藏大明律卷後なる一文があり、

余按事晋州、索大明律、吏以兩部進、其一以活字印、其一鏤板本也、而紙色甚古、字剝墨黯、遂取活字本攷閱、一日有暇、乃閱鏤板本云云。

といひ、鏤板本に載せられた金祇の跋文を引用してゐるので、之に依つて渠の攷閱したといふ大明律直解も鏤板本なりしこと明かである。渠の見た活字本が果して大明律直解なりしか、又は大明律講解なりしか、其のいふ所のみを以ては判然しない。因みに大明律講解も其の外題は、單に大明律とあるのが通例である。

大明律直解の傳本には、余の偶目のもの凡べて五種存する。而して活字本は、一もあることなく、悉く鏤板本である。

## 第一種 (内閣文庫本)

内閣文庫に所藏せられるものである。書外題は明律とあり、卷頭書名は大明律とある。此の書の大きさは縦三四九糎、横二二六糎、匡郭は縦二五二糎、横一八四糎、烏絲欄を用ゐ、十行二十字詰、直解の部分は雙行十九字詰である。編綴は第一冊に總目、分目、五刑圖、獄具圖、喪服圖、八字義及び第一卷を收め、第二冊に第二卷乃至第十一卷を、第三冊に第十二卷乃至第十九卷を、第四冊に第二十卷乃至第三十卷と金祇の跋文を收めてゐる。

印記には、弘文學本院、昌平坂學問所、林氏藏書、淺草文庫、大學藏書、日本政府圖書等が見える。右の弘文學本院とあるは、半島の一官衙弘文館とは無關係に、林氏の家塾なる弘文院に關係あるものと考へる。本書の各冊の背には、（皇紀二二四〇九年）律と墨書せられ、第一卷乃至第三卷には何人の手に成つたものか、律の正文に半島に行はれた吐を書入れてある。又各冊を通じて、高瀬希撰（皇紀二二三八―二四〇九年）の手に成る旁訓の書入及び欄外の注記があり、第四冊の末尾に希撰が此の書を林先生（鳳岡林春常ならん）より授けられ、師命に依つて國語旁訓を加ふるに至つたとの顛末を敘した正徳二年（皇紀二二七三年）の跋記がある。此の書は半島に於て使用せられてゐたものが、何時の世にか我國へ齎らされたものであらうが、其の傳來の系統は詳かでない。

此の書には金紙の跋文の外刊記なく、之を以て直ちに洪武乙亥刊行の原本といひ得るや否やについては、紙質其の他に疑問がある。

### 第二種 (弘文館本)

京城大學所藏、舊奎章閣の所藏に係るものである。卷頭に「弘文館」の印記があるので、元來は弘文館收藏のものなりしことが知られる。見返と卷頭に跨つて官廳印の捺さ

れた形跡があり、見返に何等か識記もあつたかに想像せられるが、舊の見返は補修の際亡失し了つた如くである。書外題、卷頭書名共に大明律とある。此の書の大きさは縦三二・八糎、横二一・五糎、匡郭縦二四糎、横一八・四糎。烏絲欄を用ゐたこと、並びに行數及び各行の字詰は内閣文庫本と同じ。編綴もほぼ内閣文庫本と同じで、唯だ第二冊には第二卷乃至第十卷を、第三冊には第十一卷乃至第二十卷を收め、第四冊は第二十一卷より始められてゐる。

此の書にも金紙の跋文の外別に刊記なく、其の他印出の年代を明かにすべきものがないが、仔細に内閣文庫本と對比すれば、兩者頗る相似た點がある。恐らくは内閣文庫本と同一系統に屬し、時代は或は之に稍々遅れるであらうか。

### 第三種 (備邊司本)

朝鮮總督府所藏のもので、備邊司の印記があり、每冊卷頭右欄外下方に「備局上」の三字を墨書するあつて、其の備邊司の舊藏に係ること明瞭である。此の書の大きさ、縦三三・五糎、横二二・五糎。匡郭は概ね縦二三・四糎、横一八・四糎。烏絲欄あること、並びに行數及び各行の字詰は内閣文庫本、弘文館本と同じ。編綴は第一冊に總目、第一冊分目、五刑圖、

獄具圖、喪服圖、八字義及び第一巻を收め、第二冊に第四冊の分目及び第三冊の分目を誤綴し、第二巻乃至第十巻を收め、第三冊(第十一巻乃至第二十巻)は缺本、第四冊に第二冊の分目を誤綴し、第二十一巻乃至第三十巻及び金祇の跋文を收めてゐる。

此の書は第一冊巻頭右欄外下方に「樂安」上の三字を刷出して居り、此の點から全羅道樂安に於て重刊したるものなることを推定し得られるが、其の他に刊記なく、印出の年代は明かでない。但し他本との比較對照に依つて、此の書が内閣文庫本、弘文館本と同一系統に屬し、恐らくは二者の中何れかを底本と爲し、若くは板下として利用したるものなることが推測せられる。

#### 第四種 (奎章閣本)

京城帝國大學所藏奎章閣本に屬するものである。余も亦此の種の一本を法學博士淺見倫太郎氏より惠送せられて收藏してゐる。此の書の大きさは縦三三・七、横二二・四、匣郭は縦二二・一、横一八・二、烏絲欄あること、並びに行數及び各行の字詰は内閣文庫本、弘文館本備邊司本と同じである。編綴は第一冊に總目、第一冊分目、五刑圖、獄具圖、喪服圖、八字義及び第一巻乃至第三巻を、第二冊に第二冊分目と第四巻乃至第

十四巻を、第三冊に第三冊分目と第十五巻乃至第二十二巻を、第四冊に第四冊分目と第二十三巻乃至第三十巻及び金祇の跋文を收めてゐる。每冊の末尾には「丙寅十月日平安監營開刊」なる刊記が見えてゐる。此の書の京城帝國大學所藏のものには見返に「乾隆五十一年七月二十九日舊藏大明律一件内賜摘文院」との識記があり、「摘文院」の文字は塗抹して「惟正司」と改書せられてゐる。又「廂庫」「内閣」「奎章之寶」の印記がある。余の所藏のものには「錦平家藏」「宣賜之記」「朴氏弼成」の印記がある。

本書印出の年代たる丙寅は、右の乾隆五十一年(皇紀二四四六年)(西曆一七八六年)云々の内賜記、孝宗の駙馬錦平尉朴弼成(皇紀二二二二年—二四〇七年)(西曆一六五二年—一七四七年)の藏印及び其の内賜本たることを證する印記等を綜合して、之を肅宗十二年(皇紀二二四六年)(西曆一六八六年)又は英祖二十二年(皇紀二四〇六年)(西曆一七四六年)と考定するのが妥當である。朝鮮總督府編朝鮮圖書解題には本書の重刊の時を世宗の丙寅(皇紀二二〇六年)(西曆一四四六年)にあててゐるのは過誤であらう。而して、此の書は他本との比較に於て内閣文庫本、弘文館本備邊司本と同一系統に屬し、而も弘文館本を底本とし、若くは板下に利用したものと推定せらるべき根據がある。これが推定の根據は一にして止まらないが、弘文館本には第十二巻紙數九枚の中五張及び六張に當る二枚の不足があり、此の部分の版心張



數を七に當るものを五に、八を六に改め、恰も紙數に不足なきが如き體裁と爲し、而も不用意に九張の部分之が改訂を怠り其の儘と爲せるに對し、奎章閣本には右缺損の二枚を補ふに全く別書たる大明律講解の該當部分の文を以てしてゐるが如きは、其の最も明確なるものである。

第五種 (濯足庵本)

濯足庵文學博士金澤庄三郎氏の珍藏せられるものである。書外題には明律、卷頭書名には大明律とある。此の書の大きさは縦三〇・八糎、横二〇・八糎、匡郭は縦二六糎、横一八・三糎。烏絲欄を用ひ、すべて十行。一行の字數は二十四字なるあり(第一卷乃至第三卷、第二十三卷、第二十四卷、第二十六卷乃至第三十卷)、二十字なるあり(第四卷乃至第十四卷)、二十一字なるあり(第十五卷乃至第二十二卷)、又二十五字なるものがある(第二十五卷)。直解の部分は雙行。此の書は五冊に分綴せられ、第一冊の内容は内閣文庫本と同じく、第二冊には第二卷乃至第十卷を、第三冊には第十一卷乃至第十七卷を、第四冊には第十八卷乃至第二十卷を、第五冊には第二十一卷乃至第三十卷及び金祇の跋文を收め、別に刊記は存在しない。同書第十卷戸律市廛の中に陰刻の條目見出【私造斛斗秤尺】を倒

置してゐるが、これ陰刻の部分別につて板本に充填する際、工人が不用意に逆まに填めたのに由るものと考へられ、此の倒置を以て同書が活字本なることの證據とすることは出来ない。却つて各所に文字と文字との喰込があり、鏤板本と推定すべきである。此の書の用紙は官廳の印ある廢紙を反へして用ゐたものの如く、これ他本に見ざる所で、伴信友の假字本末附録に、

さて此の引出たる明律は、さきに穂井田忠友が見たる由にて委く告おこせて、其抄録したる文を見せたるに依れるなり。忠友云、其書朝鮮制の刻本五冊ありて、料紙はその國の諸官廳の廢紙を反し用ひたるが見えて、義城縣印、靈山郡印など捺したるもみえ、また嘉靖二十一年の題識見えたり云々。

とある、其の謂ふ所に酷似してゐる。此の書には、任承衡、乘閑氏、邨岡良弼の印記がある。乘閑任承衡(本貫豐川)の何人なるや明かならざるも、古老の言に百年内外前の人、其の子孫は今全羅道に住むといふ。比較的近代に、國史家にして法律家たりし邨岡良弼氏(皇紀二五〇五年—二五七七年  
西曆一八四五年—一九一七年)に傳へられたものであらう。金澤博士の手に入りし次第は同博士著濯足庵藏書六十一種の中に詳かである。

此の書は誤謬と思はれる箇所頗る多く、且つ字體稚拙で、地方に於ける開刊と容易に首肯出来る。博士が右濯足庵藏書六十一種の中に同書を以て、魚叔權の稗官雜記(大東野乘所收)に嘉靖丙午(皇紀三三〇六年 西曆一五四六年)公州に於て重刊したりといふ直解大明律なるものに於て居られるのは、理由あることと考へる。

以上五種の外、尾州徳川家に傳へられた所謂駿河御讓本の中に、御本印記ある直解大明律四冊朝鮮版があり、現時は尾張徳川黎明會の所有に屬し、蓬左文庫中に收められてゐることとなるが、未だ閲讀の機會を得ず、之が他本との比較考證は他日に期する外なきも、其の書名が直解大明律と呼ばれるのは注目すべきことである。

### 五

叙上の如く、今日現存の大明律直解の中に、果して洪武乙亥二月刊行の原本と擬定し得べきものありや否やは、輒く斷定することを許されぬ。太宗實錄十四年十二月甲申條に、

以南在李叔蕃爲詳定都監提調、初河崙李稷檢校判漢城下季良爲提調、至是上命崙等

改正明律譯解誤處、崙以事重且稷朝京未還、請啓二人爲提調、從之。

とあり、或は洪武乙亥の大明律直解が太宗の頃、訂正増補を加へられたるかの疑を挾む餘地あるあつて、洪武乙亥刊行の原本がいかなるすがたのものなりしかを見極めんと愈々困難なるを覺える。遮莫、余が中樞院の囑託を承け、茲に刊行せらるることとなつた校訂大明律直解は、余としては洪武乙亥刊行の原本に略々近きものなることを敢へて信せんとするものである。

洪武乙亥は洪武二十八年に該り、明律完成以前のことに係る。従つて、大明律直解に掲げられた律文は、洪武二十二年律に據つたものでなければならぬ。果して然らば、二十二年律は本書に依つて、これを知ることの可能が拓かるることとなると謂ふべく、本書の法制史上に於ける價值、蓋し尠からざるものがあるであらう。而已ならず、李朝國初、明律を依用するに際り、半島の事情に適合せしむるが爲めに設けられた經過的規定も、本書の中に之を窺ひ得るものがないでない。例之、五刑條中に收贖について半島當時の通貨たる五升布を以て銅錢幾何に準折すべきかを定めたるが如き、徒流遷徙地方について半島の爲めに新たに一條を加へたるが如き、奴婢の舊家長に對する毆罵に

ついで妻妾殿故夫父母條及び妻妾屬故夫父母條に明律と異なる定を爲せるが如きこれである。若し夫れ、言語學上吏讀の研究に本書が眞に不可缺なる一事に至つては、既に業に公知のことに屬し、これを説くにしても他に適當の人あることを想ふが故に、敢へて爰に贅言しない。

## 附記

前示尾州徳川家に傳へられた蓬左文庫本については、本文校正の後に、同文庫福井保氏の好意による調査の結果を手にする事が出来た。これを綜合すれば、蓬左文庫本は濯足庵本と同一版か少くとも一方が他方を版下に利用した同じ系統に屬するものなることが推測せられる。但し蓬左文庫本は濯足庵本のそれの如く、第十卷中の「私造斛斗秤尺」なる陰刻の見出を顛倒して居らず、正當に置かれて居る。濯足庵本と刷出の時期に前後あること、これに依つて、自から明瞭である。又蓬左文庫本には官廳の腰紙を反へして用ゐた跡もない。編綴は四冊に分たれ、各冊の所收卷次は奎章閣本と同じで、分目は一冊分宛に纏め、冊首に附してある。各冊首に「御本」なる藩祖義直の藏書印ある外、他に印記はない。卷頭書名は「大明律」とあるのみで、書題箋には「直解大明律」とあり、藩儒松平君山の筆になるものといふ。何に依つて、題箋に直解大明律なる名が選ばれたか明かでないが、私かに惟ふに、魚叔繼の稗官雜記中、嘉靖丙午重刊の次第を叙した記事には、直解大明律なる稱呼が用ゐられて居るのであつて、半島から此の稱呼が傳へられたとするは、必ずしも牽強の説として斥けられねばならぬものではあるまい。

## 吏讀略解

- 吏讀略解には本書直解中吏讀ミして傍線を施したものと、其の他の特殊なる用語ミを含む。吏讀ミ然らざるものは\*印の有無に依つて區別し、印の付せられたるは後者である。
- 諺文を以て示した讀方は、朝鮮總督府編纂朝鮮語辭典・小倉進平博士著郷歌及吏讀の研究・新庄順貞氏編吏讀註釋・前間恭作氏著吏讀彙聚等の諸書に掲げられたものを列記し、語義は右諸書を參考ミして至當ミ考へらるるものを記スミシした。
- 小字の條目は其の語の出所を示し、頻出のものには唯だ三・四を擧ぐるに止めた。

## 吏 讀 略 解

### 【一畫】

乙 을、量

目的格の助詞「を」、「に」を表はすに用ゐられる。

十惡、八議、應議者犯罪、等

乙 仍于 을지스로、을지조로、을지스두

「によつて」の義。「于」は副詞の形を示す。

官員赴任過限、棄毀制書印信、同僚代判罪文案、等

乙 用良 을쓰아、으스아

「を以て」、「により」の義。

無官犯罪、給沒贖物、犯罪自首、等

乙 因于 을지스로

「乙仍于」ミ同義。

常赦所不原、公事失錯、禁經斷人充宿衛、等

乙 良 을안、을쇼이

「をば」、「ならば」の義。

應議者犯罪、軍官有犯、文武官犯公罪、等

乙 良置 으랑두

「をも」、「も亦」の義。

徒流人又犯罪、給沒贖物、官員襲蔭、荒蕪田地、鈔法、見任官輒自立碑

乙 沙 을사、을스

「をぞ」、「をこそ」の義。「沙」は「ぞ」、「こそ」の義を表はすに用ゐられる。

賦役不均、鞠獄停囚待對

乙 依良 을달아

「に依り」の義。「良」は動詞の連用形を表はすに用ゐられる。

徒流人又犯罪、同僚犯公罪、稱與同罪、斷罪依新頒律

乙 茂火 을지불너, 을더불오, 을더부러

「共に」の義。

慶期親尊長

乙 當爲 을당하야

「に當り」、「に對して」の義。

文武官犯公罪、老小廢疾收贖、濫設官吏、攬納稅稟、損毀倉庫財物、宰殺牛馬、致祭祀典神祇

乙 導良 을드러야

「に隨つて」、「に據つて」の義。

二罪俱發以重論

\* 一盤 일반

「一般」(일반)と同じか。

蒙古色目人婚姻

【三畫】

\* 丁寧 딩녕

確實なること。

有司決囚

了 에

「に届く」、「に達する」の意を有する助詞。

文書應給驛而不給

\* 人吏 인리

後世の「衙前」、「胥吏」の階級に該る屬僚。

文武官犯公罪、擅勾屬官、脫漏戶口

\* 人突 인공

「人夫」の義。「突」は「突」より轉訛したものなるべく、「功」は「功」ミ「夫」の合成語で、「공早」即ち人夫の義を表はすものミ考へられる。

擅造作、虛費功力採取不堪用

\* ト定 지정, 디정, 지딩, 진딩

「賦課」の義。之を吏讀に數へる見解がある。「ト」は「貢」の略體であらう。

造作過限

\* 入

大祀入神御之物、營造入粮料物色、織造入物色の如く「:」に入用なる」(連體形)の義に用ゐられるこ

ミがある、讀方不明。

毀大祀丘壇、擅造作、造作過限

【三畫】

\* 干求 간구

要求すること。

詐欺誘人犯法

\* 干事人 간사인

「關係者」の義。

有事以財求請

\* 口粮 구량

「食祿」の義。

官員襲蔭

己只 야지, 외지

「迄」の義。「爲己只」の條參照。

徒流人在道會赦、官員赴任過限、等

\*大父 대부

祖父母の行列に該る男子の稱。

親族相姦

\*大母 대모

祖父母の行列に該る女子の稱。

親族相姦

凡矣

矣の條を見よ。

\*山枝 산지

「山林」、「山地」の義。

盜賣田宅

\*山獵人 산양인

「獵師」の義。

窩弓殺傷人

\*上下 上下, 차하, 어하

官より物を支拂ふこと。「差下」より轉訛したものであらう。一般には之を吏讀としてゐる。

多收稅糧解面、那移出納、守支錢糧及擅開官封、私造解斗秤尺

\*上直 상직

當直に參上すること。

倉庫不覺被盜

于

他の語に添へて副詞を作るに用ゐられる。仍于、必于、因于、追于等の條參照。

弋只 이, 익기

「弋只」は又時に「戈只」に作る。主格の「が」を表はすに用ゐられる。我が「儀」に當る。二罪俱發以重論の條に於ける用例は「若くは」にあてゝ居

るが如くであるが未だ詳かでない。

職官有犯、軍官有犯、犯罪存留養親、等

\*子細 슌세

「字細」に同じく「仔細」の義。

妻妾殿夫

\*才人 지인

輕業師の類の稱。

買良爲娼

\*寸 촌

親族の關係を數ふるに用ゐられる語で、「何等親」の「等」から轉訛したものであらうか。

十惡、八議、等

\*下去 하거

地方に赴くこと。

信牌、近侍詐稱私行

\*下批 하비

任命せられること。

官吏赴任過限

\*下手 하介, 하介

一説には之を吏讀に數ふるも、半島特有のものではなく、律文に頻出する語である。「手を下すこと」「着手すること」を意味す。

謀殺人、闖殿、等

【四畫】

\*公斗人 공투인

「斗尺」に同義に用ゐられたるが如し。  
庫秤履役侵欺

\*公反 ㄅㄨㄥˋ ㄆㄢˋ

「公平」(ㄅㄨㄥˋ ㄆㄢˋ)の義に用ゐられて居る。「反」、  
「平」音の相似たるより訛りたるものか。  
卑幼私擅用財

\*公當 ㄅㄨㄥˋ ㄉㄤ

公平妥當の義ならん。  
大臣專擅選官

\*公道 ㄅㄨㄥˋ ㄉㄠˋ

律文の用語「公同」に同じか、因みに「同」の音は  
等。「公同」は立會するの義。  
有罰決囚

\*公貼 ㄅㄨㄥˋ ㄊㄧㄝˋ

「公文」の義。「貼」は「牒」、「帖」に同音、屢々  
混用せられる。  
官吏詞訟家人訴、鞠獄停囚待對、遞送公文、歸吏

稽程、公平應行稽程

戈只 ㄍㄜˊ ㄩˊ

「七只」の條を見よ。

遞送逃軍妻女出城、宰殺牛馬、遞取實封公文、多  
乘驛馬、私役民夫擔糶、娶妾屬夫期親尊長、聽訟  
回避

\*及 ㄐㄧˋ ㄐㄧˊ

「及んで」、「まで」の義、或は吏讀ミすべきであら  
うか。  
失誤軍事

\*内賜 ㄋㄟˋ ㄇㄧˋ

國王が物品を下賜する。こゝに。  
御賜衣物

\*斗尺 ㄉㄠˋ ㄕㄜˊ

穀類を斗量する者の職名。

稱監國主守、倉庫不覺被盜、守支錢糧及擅開官封

\*文字 ㄇㄨㄥˋ ㄘㄩˋ

律文に其の用例あり(例、私借錢糧)、「文狀」、「證  
書」の義。  
棄毀制書印信、擅調官軍、獄囚取服辯、等

\*反貼 ㄆㄢˋ ㄊㄧㄝˋ

公文を返へす。こゝに。  
詐冒給路引

分 ㄆㄢˋ

「のみ」、「だけ」の義。

應贖者之父祖有犯、徒流人又犯罪、共犯罪分首從、  
稱與同罪、脫漏戶口、出妻、僧道拜父母、宰殺牛馬

分乙 ㄆㄢˋ ㄧˋ

「のみを」の義。

姦部民妻女

分是道 ㄆㄢˋ ㄕㄜˊ ㄉㄠˋ

「のみであつて」の義。

同僚犯罪、官司出入人罪

分是齊 ㄆㄢˋ ㄕㄜˊ ㄐㄧˊ

「のみである」の義。  
誣告

\*分揀 ㄆㄢˋ ㄆㄢˋ

律文の用語に出でたもので、本來の意義は辨別する  
こゝに、轉じて過を宥すの意に用ゐられる。直解の用  
例は前者。  
驗畜產不以實

\*不及 ㄆㄢˋ ㄐㄧˋ

「及」の否定の形。「及」の條を見よ。

失誤軍事、從征違期、縱放軍人歇役

不冬 안들

否定の意を表はす。

犯罪得累減、老小廢疾收贖、同儕犯公罪、等

不冬令是在乙良 안들시기견을안

「せしめなかつたものをば」、「せしめなかつたならば」の義。

縱放軍人歇役

不冬令是赦 안들시기며

「せしめるこゝもなく」、「せしめず」(連用形)の義。

乘輿服御物、徒囚不應役

不冬令是遣 안들시기고

「せしむるこゝもなく」、「せしめずして」の義。

發家

不冬教是遣 안들이시고, 안들이산이시고

「せられ給はずして」の義。「教」は敬語を表はすに用ゐられる。

常赦所不原

不冬爲 안들호야

「なさず」(連用形)の義。

檢踏災傷田糧、多收稅糧解面、等

不冬爲去乃 안들호거나

「なさざるか(又は)」の義。

擅調官軍

不冬爲去等 안들호거나

「しないならば」の義。

犯罪自首、孿生馬疋、越訴、子孫違犯教令、事後受財

不冬爲只爲 안들호기암

「しないやうに」の義。

給沒贖物

不冬爲乎矣 안들호오되

「しないのであるが」、「すべからざるが」の義。

老小廢疾收贖、任所置買田宅

不冬爲乎事 안들호은일

「せざる事」、「すべからざる事」の義。

牧養畜産不如法、隱匿孿生官畜産

不冬爲乎事段 안들호은일단

「せざる事の儀は」の義。

公事失錯

不冬爲乎事是去有在等以 안들호은일이거이시견 들로

「すべからざる事であるものだから」の義。

輒出入宮殿門

不冬爲有如可 안들호있다가

「しなかつたが」の義。

盜賊高主、虛費功力採取不堪用

不冬爲有在乙良 안들호있견을랑, 안들호있견을안

「しなかつたものをば」、「しなかつたならば」の義。

略人略賣人

不冬爲有遣 안들호있고

「せずして」の義。

給沒贖物

不冬爲在 안들호견

「せざる」(連體形)の義。

丁夫差遣不平、邊境申索軍需、告狀不受理



不冬爲在乙 안들기견을

「せざるものを」、「せざるに」の義。

私造斛斗秤尺、祭亭、誣告、故禁故勘平人

不冬爲在乙良 안들기견을안

「しなかつたものをば」、「しなかつたならば」の義。

應罰者之父祖有犯、犯罪得累減、等

不冬爲在乙良置 안들기견을안두

「しなかつたものもの」の義。

探生拆割人

不冬爲在是果 안들기견을과

「せざるもの」(及び)の義。

磨勘卷宗

不冬爲在隱 안들기견을

「せざるものは」、「せざるならば」の義。

變換神明、失儀、隱匿華生官畜産、選送公文、告  
狀不受理、故禁故勘平人

不冬爲行臥手事 안들기견을안두

「せざりし事」の義。

十惡

不冬爲良置 안들기견을안두、아니안두

「せざるもの」の義。

犯罪自首、稱監臨主守、宰殺牛馬、等

不冬爲臥乎事段 안들기견을안두

「なさざる事の儀は」の義。

共犯罪分首從

不冬爲餘 안들기견을

「なさず」(連用形)の義。

犯罪共逃、事應要不奏、脫漏戸口、等

不冬爲是果 안들기견을과

「なさざるもの」(及び)の義。

縱放軍人歇役、死囚令人自殺、官司出入人罪

不冬爲遣 안들기견을고

「しないで」の義。

公事失錯、出使不復命、官文書稽程、等

不冬爲齊 안들기견을

「しない」、「せず」(終止形)の義。

出納官物有違、謀反大逆

不冬遣 안들기견을고

「不冬爲遣」の略、「しないで」の義。

信牌、居喪嫁娶

不冬齊 안들기견을

「不冬爲齊」の略、「しない」、「せず」の義。

犯罪自首、宰殺牛馬、造畜蠱毒殺人

不得 모질、모질

「能はず」、「能はざる」の義。

隱匿費用税賦課物、喪葬、衝突擧伏、罪人拒捕、  
赦前斷罪不當

不得令是在乙良 모질시견을안

「能はざらしめたるものをば」、「能はざらしめたな  
らば」の義。

官馬不調習

不得爲

「:するこゝを得ずして」の義。吏讀言ひ得るや  
否や疑問なしししない。

犯罪共逃、損毀倉庫財物

不得爲去等 모질기견을

「能はざるならば」、「出来ないならば」の義。  
官員赴任過限、病故官家屬還鄉

不得爲只爲 모질기압

「出来ないやうに」の義。

朝見留難、關防内使出入、見囚禁不得告舉他事

不得爲乎 모질호야

「出来なかつた」(連體形)の義

流囚家屬、犯罪自首、斷罪引律令

不得爲乎事 모질호야일

「出来ない事」の義。

常赦所不原、公事失錯

不得爲乎諭去等 모질호야지거든

「…する」(能はざるものであるならば)の義。

誣告

不得爲如乎等用良 모질호야은들쓰아

「…する」(能を得なかつた)を以て」の義。

本條別有罪名

不得爲在 모질호야

「能はざる」、「出来ざる」(連體形)の義。

宰殺牛馬、鞠獄停囚待對

不得爲在乙 모질호야을

「出来ないもの」の義。

教唆詞訟、斷罪不當

不得爲在乙良 모질호야을안

「出来ないものをば」、「出来ないものならば」の義。

官員襲蔭、典買田宅、等

不得爲在如中 모질호야다호

「出来ない場合に」の義。

公取私取皆爲盜

不得爲在事乙 모질호야전일을

「出来ない事を」の義

事應奏不奏

不得爲在事果 모질호야전일과

「出来ない事」(及び)の義。

斷罪無正條

不得爲臥乎等用良 모질호야은들쓰아

「出来ざるを以て」の義。

公取竊取皆爲盜

不得爲旡 모질호야

「出来ずして」の義。

磨勘卷宗、逃避差役、損毀倉庫財物、等

不得爲齊 모질호야

「出来ない」(終止形)の義。

犯奸

不喻 아닌지、안닌디

「ではなく」の義。

私藏應禁軍器

不喻去等 아닌지거든

「ではないならば」の義。

謀反大逆、良賤相殿、殿大功以下尊長、父祖被殿

不喻在 아닌전、안인전

「不喻是在」の略、「にあらざる」、「ではない」(連體形)の義。

十惡

不喻在乙 아닌전을、안인지전을

「ではないものを」の義。  
遷送逃軍妻女出城

不喻在乙良 안인전을남, 안인전을안

「ではないものをば」、「ではないならば」の義。

殿妻前夫之子

不喻在所乙用良 아니전바을쓰아, 안이전바을쓰아

「ではないこゝを以て」の義。

決罰不如法

不喻良置 아년지라도, 안인지라두

「でなくこゝも」の義。

稱監護主守、權調官軍

不喻是去乙 안인지이거든

「でないのに」の義。

對制上書詐不以實

不喻是去等 아년지이거든, 안인지이거든

「でないものならば」の義。

良諫相殿

不喻是在 아년거이전, 안인지이전

「ではない」、「にあらざる」(連體形)の義。

殺一家三人、上司與統屬官相殿

不喻是良置 아년지이라두, 안인지이라두

「でなくこゝも」の義。

殿制使及本管長官

不喻是餘 아년지이며, 안인지이며

「でないもので」、「にあらざる」の義。

多乘驛馬

不喻齊 아년제

「ではない」(終止形)の義。

公事失錯

\*不得已 부득이

已むを得ざるの義。

權娶違律、主婚媒人罪、匿父母夫妻、等

\*不便 불편

不都合の義、「不便亦」にあらは「不都合にも」である。

事應奏不奏

\*少爲 少爲

「年若」いの意であるが、直解の用例は親子關係なくして、父母又は子の行列に當る者の稱として、「三寸少爲父」を舅(母の兄弟)、「三寸少爲母」を姑(父の姉妹)、「五寸少爲母」を堂姑、「異姓三寸少爲母」を姨(母の姉妹)、「三寸少爲子」を姪(兄弟の子)にあてし居る。

尊卑爲婚、應請者之父祖有犯

\*牙人 아인

律文の用例(例、鹽法)に做ふたもので、賣買の仲介人の義。

私充牙行埠頭

\*水梁 水梁

「泊り」、「漁場」の義。「梁」は海水の狹まりたる處を云ふに用ゐられる。

盜賣田宅

仍于 지즈로, 지즈로, 지즈루

普通には「乙仍于」に熟して、「によつて」の義に用ゐられるが、「仍于」が「仍ほ」、「依然として」の義に用ゐらるゝが如き場合がある。

起除刺字

\*仍執 임집

依然として執へて放たざること。

徒囚不應役

\*切鄰 칠린

近隣の義。

婦人犯罪

\*切當 칠당

適切なること。

斷罪引律令

\*中人 중인

一、兩班と常人との中間の階級の人の義。

二、仲介人の義。直解は此の意味に用ゐて居る。

典賣田宅、嫁娶違律主婚媒人罪、犯奸、縱容妻妾  
犯姦、官吏宿娼、買良爲娼

\*之次 지스

「次位」、「次の」の義。

犯罪得累減、同僚犯公罪、濫設官吏、等

\*尺文 슨문

納税の受領證。之を吏讀と解するのが一般である。

「虛尺文」は虚偽の受領證の義。

濫設官吏、磨勘卷宗、虛出通關硃鈔、錢糧互相覺  
察

巴只 도록, 두록, 도로기

「巴只」と同じく、「まで」の義。「爲巴只」の條參  
照。

獄囚誣指平人

\*互相 호상

律文にも此の用例あり(例、錢糧互相覺察)、「互に」  
の義である。

親屬相爲容隱、欺隱田租、等

\*爻周 五弁, 五弁, 엿더러

抹消すること。以筆斜抹曰爻、以筆圍抹曰周(才物  
譜)。一説には之を吏讀とする。

除名當差、官員變職、信牌、告狀不受理、官吏受  
財

【五畫】

\*甲折 갑절

二倍の義。

鈔法

去乙 거을

「爲去乙」、「是去乙」、「無去乙」、「爲行去乙」、「爲  
有去乙」の條を見よ。

去乃 거나

「・なるか(又は)」、「・なるまも」の義。尙ほ

「爲去乃」、「爲有去乃」、「有去乃」、「爲去乃」の條  
參照。

妻妾毆故夫父母

去有乙 거이시을

「是去有乙」、「無去有乙」の條を見よ。

\*去處 거처

律文に用例見ゆる語で(例、決罰不如法、長官使人  
有犯)、「場所」、「往き先」の義。

知情藏匿罪人、長官使人有犯、等

去等 거등

「ならば」(假定の助詞)の義。

親屬相爲容隱、得遺失物、牧養畜產不如法、等

\*功錢 功錢

「賃錢」の義、「功」は「工」ニ同音で、「仕事」の意を表はす。

私役民夫、權轉、承差轉雇寄人、權造作、等

\*代立 代立

代りに勤めること。

軍人替役

\*田作 田作

小作人のこと。

應請者之父祖有犯

\*令史 令史

書吏・衙前の類の稱。

文武官犯私罪、犯罪得累減、等

令是去乙 令是去乙

「令是」は「せしむ」の義を表はす動詞、令是去乙

は「せしめたるを」の義。

拒殺追捕人、知情贓匪罪人

令是去等 令是去等

「せしめたならば」の義。

從征守備軍官逃

令是乎矣 令是乎矣

「せしむるのであるが」の義。

徒流人又犯罪、官吏給由、等

令是乎事 令是乎事

「せしむる事」、「せしむべき事」の義。

立嫡子違法、逐婿嫁女、喪葬

令是乎事叱段 令是乎事叱段

「せしむる事の儀は」の義。

禮制官軍

令是乎所無去等 令是乎所無去等

「せしむる所ないならば」の義。

元告人事畢不放回

令是乎爲使內在乙良 令是乎爲使內在乙良

오삼바리견을란

「せしめん」行ふたものをば」の義。

詐教誘人犯法

令是如可 令是如可

「せしめたが」の義。

婦人犯罪

令是在 令是在

「せしめたる」(連體形)。

男女婚姻、宿衛守衛人私自代替、内府工作人匠替

役、等

令是在乙良 令是在乙良

「せしめたるをば」、「せしめたならば」の義。

老小廢疾收贖、共犯罪分首從、親屬相爲容隱、等

令是在乙良置 令是在乙良置

「せしめたものも」の義。

強占良家妻女

令是在亦中 令是在亦中

「せしめる場合に」の義。

縱容妻妾犯姦

令是在果 令是在果

「せしむる(及び)」の義。

私借官畜産

令是在隱 시기견은, 시킨이든

「せしめたものは」「せしめたならば」の義。  
偽造印信曆日等、搬做雜劇

令是良 시기여, 시기비

「せしめ」の義。  
得遺失物

令是良置 시기여두

「せしめても」の義。  
立嫡子運法

令是矣 시기되

「せしめるが」の義。  
官員襲蔭

令是果 시기과

「せしめる(及び)」の義。

犯奸

令是臥乎 시기누은

「せしめる」(連體形)の義。  
決罰不如法

令是臥乎事 시기누은일

「せしめる事」の義。  
老小廢疾收贖

令是旡 시기며, 케이며

「せしめ」(連用形)の義。  
八議、無官犯罪、犯罪自首、等

令是教矣 시기이시되, 시기이되

「令是矣」、「令是乎矣」の敬語、「せしめられるのであるが」の義。  
上書陳言

令是遣 시기고

「せしめて」の義。  
犯罪自首、棄毀器物穢穢、男女婚姻、等

令是齊 시기차

「せしむ」(終止形)の義。  
徒流人又犯罪、官員襲蔭、官員赴任過限、等

\*立役 립역

公役を勤める(가)。  
脫漏戶口

\*立所 립소

勤め場所。  
擅調官軍

\*立筭 립차

「立案」ニ同じ、「立案」ニは官に於て或事實を認

證したる書面を作成すること。

棄毀制書印信、附餘錢糧私下補數

\*民夫 민부

「人夫」の義。  
丁夫差遣不平、私役部民夫匠

\*民突 민공

「人夫」の義。「突」については「人突」の條参照。  
擅造作

白乎矣 순오되

「乎矣」(でありますか)の謙讓態。  
上書陳言

白俸 삼다짐

自白すること。「俸」は半島の造字。  
犯罪事發在逃

\*犯打 범타

「犯上毆打」の省略ならん。直解には自己の上位の者に對して行ふ場合を「犯打」ニ謂ひ、同等若しくは下位の者に對して行ふ場合を「毆打」ニ謂ふて居るが如くであるが、時に混用せられてゐる。

開殿、殿制使及本管長官、良賤相殿、等

\*犯斤 범근

「亞」、「次」の訓「出言」にあてたるものならん。因みに前間恭作氏は「犯斤」を「把斤」(바근)ニ見てゐられるが、諸本を校對するも「把」ではなく「犯」のやうである。

犯罪存留差親、共犯罪分首徒

\*犯近 범근

「犯斤」ニ同じと考へる。

多乘驛馬

\*本 本

「價」の義に用ゐられることがある。「價本」ニいふも同じ用例である。

牧養畜産不如法、私借驛馬、戲殺誤殺過失殺傷人

\*付處 早到

律に所謂安置にあてられた語の如くである。

流囚家屬、徒流人在道會赦、徒流遷徙地方、越城

\*司稜 司稜

「稜」は半島の造字で「穀倉」の義である。「司稜」は穀倉の事を掌る者の職名。一説には直解中の「稜」ニ其の下の「公」ニを熟して「稜公」ニし、後世の「稜官」會する關係あるが如く解してゐるが、直解の用例は「司稜」を成語と見るのが穩當と考へる。

庫秤屋役侵欺

\*司妻 司妻

官中の料理人。

合和御藥

\*生徵 生徵

強制的に徵收すること。

老小廢疾收賸、給沒贖物、等

\*生謀 生謀

謀ること。

稱日者以百刻、照刷文卷、男女婚姻

\*申聞 申聞

王に奏聞すること。

應議者犯罪、職官有犯、等

\*用下 用下

費用として支出すること。

卑幼私擅用財、損毀倉庫財物

用良 用良

「乙」ニ結合して「を以て」、「に因りて」の義を表はす。「乙用良」の條參照。

用使內在乙良 用使內在乙良

「使用したものは」の義。「使内」は「行ふ」、「使ふ」の義を示す語なるが、これに「用」なる動詞を添へた「用使内」も「使用する」なる意を示す。

盜軍器、偽造寶鈔

用使内臥乎 用使内臥乎

「使用する」(連體形)の義。

私鑄銅錢

用使内遣 用使内遣

「使用して」の義。

擅用調兵印信

右如 임의여, 이다다

「右の如く」、「既に」の義。

犯罪得累減、以理去官、信牌、立嫡子違法、妻妾  
與夫親屬相毆、主守教囚反異

以 ㄹ, 으르

一、漢字義通り「を以て」、「より」、「(である)こ」  
の義に用ゐられることがある。

官吏赴任過限、官吏給由、二罪俱發以重論、等

二、他の詞の下に附して副詞を作るに用ゐられるこ  
こがある。例、等差以、累次以、式以、自次、差等以、  
處分以(擅に)、次第以、非理以、非法以、傳傳  
以、自意以、並以、物物以(様々に)様以、等以、  
趣便以(擅に)、科科以、一體以、一邊以(一方に  
は)。

職官有犯、犯罪得累減、公事失錯、等

以乎様以

「以」の音(이)なるこより「是乎様以」(이은  
양으로)の「是」に代用せられたものと思はれる。「是  
乎様以」は「であるやうに」、「であるらしく」の義。

禁革主保里長

以沙 ㄹ사

「を以てぞ」の義。「沙」は「こそ」、「ぞ」の義を  
表はすに用ゐられる。

擅調官軍

叱 ㄹ

他の語に付して(人)の音を表はし、持格を示すに  
用ゐられる。「叱分」、「叱段」の「叱」もこれである。

「始叱」、「佳叱」については其の條参照。

戸叱—撥納税糧

外叱—擅用調兵印信

等叱—毀大祀丘壇、私賣軍器、私役鋪兵

叱分 ㄹ

「分」に同じく、「のみ」、「ばかり」の義。

上書奏事犯罪、謀反大逆、闕殿

叱分是乃 ㄹ이나

「のみであるけれども」の義。

誣告

叱段 ㄹ

「..の儀は」、「..の次第は」の義。

講讀律令、立嫡子違法、錢法、擅調官軍、公取竊  
取皆爲盜

只乎矣

「是乎矣」に同じか。「是乎矣」は「であるが」の  
義。

倉庫不覺被盜

只在乙良

「是在乙良」に同じか。「是在乙良」は「であるな  
らば」の義。

本條別有罪名

只遣

「是遣」に同じか。「是遣」は「であつて」、「..し  
て」の義。以上「只乎矣」、「只在乙良」、「只遣」は  
すべて「知想」(「覺る」、「想ふ」の義)なる語に連  
結して用ゐられてゐる點より見れば、或は「只」は  
「知想」に添へられた語で、次に來るべき「是」が  
省略せられた形も考へられないでない。

犯罪得累減、犯罪自首、磨勘卷宗、錢糧互相覺察、  
同行知有謀害

\*出納 ㄹ

公文を往復せしむるこ。

逃避差役



\*出食 出食

田租のこじ。「食」は穀物、「出」は上納の義に用ゐられたものならん。

欺隱田積、檢踏災傷田積、功臣田土、荒蕪田地

他矣 甘ひ

「他人の」の義。「矣」の條參照。

犯罪自首、講讀律令、收留遺失子女、等

\*打算 打算

計算するこじ。

擅勾屬官

必于 必乎

「たゞひ…こじ」の義。「于」は副詞を表はすに用ゐられる。

以理去官、無官犯罪、徒流人在道會赦、等

乎

「爲」、「是」、「知」等の下に添へて其の活用を示し、「…(し)ます」(連體形)の義に用ゐられるこじある外、「于」に同じく他の詞に付して副詞を作るに用ゐられるこじがある。例、「別乎」(別つて)、「身乎」(自から)、「隨乎」(隨つて)、「因乎」(因つて)。「別乎」は從來も史讀として取扱はれてゐる。

別乎——起解金銀足色、決罰不如法

身乎——信牌

隨乎——婦人犯罪

因乎——庸醫殺傷人

\*回貼 回貼

「回答文」の義。

官文書繕程

【六畫】

\*各串

「各串」(各)は「歸」(各)にあてたものこ考へられる。

私充牙行埋頭

\*件記 件記、品記、品記

物名の列記、目錄。

給没贓物、隱隔入官家産

\*同生 同生

同腹に生れた者の義。

應讓者之父祖有犯、尊卑爲婚、屬尊長、等

\*同情 同情

律文に此の用例あり(例、庫秤雇役侵欺、隱隔入官家産、偽造賣鈔)犯情を通過するの義である。

官員赴任過限、擅調官軍、縱放軍人歇役、私出外邊及還籍下海、官吏給由、把持行市、檢驗死傷不以實

\*同儔 同儔

「同黨」の義。「儔」は「儻」に同じきより儔を「黨」の義に用ゐたものならん。

犯罪共逃、共犯罪分首從、應捕追捕罪人、鞠獄停囚待對、偽造賣鈔

\*名下 名下

律文に此の用例あり(例、濫設官吏、匿稅、收藏禁書及私習天文、縱放軍人歇役、從征守禦官軍逃、誣告、等)當該の人を指すに用ゐられる。

\*名字 名字

「名前」の義。

除名當差、宮殿門擅入、輒出入宮殿門

\*色員 色員

「係り役人」の義。

文武官犯私罪、犯罪得果減、等

\*色掌 色掌

「色員」に同義。

禁軍主保里長、鋪舍損壞、等

先可 아즉, 아디, 아리

「姑く」、「も角も」の義。

妻妾毆夫

先亦 선여, 언키

「先づ」の義。「亦」は副詞を表はすに用ゐられる。

應議者之父祖有犯、徒流人又犯罪、事應奏不奏、

漏泄軍情大事、服舍運式、輒出入宮殿門、從征守

禦軍官逃、發塚

\*式 式

一、「制規」、「前例」の義。「科式」、「官式」等の

「式」は此の例である。

二、式(づ)の宛字。「式以」は「つてにて」の

義なる。「以」の條参照。

給没贖物、徒流遷徙地方、私役部民夫匠、等

\*安恕 안취

「容忍」、「不問に付する(こ)」、「爲さざる(こ)」、

「勿れ」の意を表はす。

職官有犯、軍官有犯、文武官犯公罪、等

\*仰官 양관

「上司」の義。

職官有犯、擅勾屬官、磨勘卷宗、等

\*仰屬官 양속관

「仰官」に同じ、「上司」の義。

事應奏不奏、賦役不均、軍人替役、等

如 如

「の如く」、「である(こ)いふ」の義。

應議者犯罪、犯罪事發在逃、稱日者以百刻、犯奸

\*如前 여전

從前の通りの義

起除刺字、軍人約會詞訟、婦人犯罪、等

如爲 如爲

「...なし」の義。

典雇妻妾

如爲在 如爲在

「の如くである」、「の如き」(連體形)の義。

徒流人在道會赦、二罪俱發以重論、信牌、附餘錢

積私下補數、屏去人服食、戲殺誤殺過失傷人

如爲在乙 如爲在乙

「の如くであるものを」、「の如きものを」の義。

公事應行稽程、搬做雜劇

如爲在乙良 如爲在乙良

「の如くであるものをば」、「の如きものならば」の義。

選用軍職、對制上書詐不以實、官司出入人罪

如爲於 如爲於

「の如くなし」、「...なし」の義。

官司出入人罪

亦 여, 이

一、主格を表はす助詞「이」(が、は)に用ゐられる。

十惡、八議、應議者犯罪、等

二、「...いふは」の義を表はすに用ゐられる。

八議(議親)、稱監臨主守、稱日者以百刻、稱道士

女冠、誣告

三、他の語に添へて副詞を作るに用ゐられる。例、

專亦、強亦、無亦、耳亦、先亦、至亦、易亦、初

亦、便亦(以上は從來吏讀させられる)、失錯亦、

差錯亦、誤錯亦、煩雜亦、遲錯亦、直亦、眞亦、

精密亦、重亦、明白亦、堅實亦、親亦(親ら)、猶

亦、私亦、全亦、有能亦、現然亦、無緣故亦、自擅亦、能亦、反亦、實亦、疎漏亦、隱密亦、不平亦、不均亦、一亦、盡數亦(悉く)。

職官有犯、謀叛、夜無故入人家、等

亦中 여히

場所又は時の「に」を表はすに用ゐられる。

犯罪自首、立嫡子違法、私役部民夫匠、等

亦中乙良 여히을랑

「に(對して)」の義。

獄囚取服罪

亦爲 여하

「…に爲し」の義。

上書奏事犯罪

有去乙 잇거을

「有るのに」の義。

逐婦婦女、出妻

有去乃 잇거나

「有るか(又は)」若くは「有るにも」の義ならん。

直解の用例は後者。

本條別有罪名

有去等 잇거든

「有るならば」の義。

共犯罪分首從、選用軍職、上言大臣德政、等

有去等沙 잇거든사

「有つてこそ」の義。

擅勾屬官

有在乙良 잇거을랑

「有るものをば」、「有るならば」の義。

犯罪時未老疾

有良余 이시아음

「であるとして」の義。直解に於ては「是去有良余」「爲去有良余」、「爲置有良余」ニ熟して用ゐられる。

有良置 이시라두、이서두

「有つても」の義。

竊娶違律主婚謀人罪

有臥乎 이거하

「有る」(連體形)の義。直解には「爲有臥乎」、「違叱有臥乎」、「良中有臥乎」ニ熟して用ゐられる。

耳亦 이녀、이녀、이녀

「のみ」、「だけ」の義。

犯罪自首、學生馬匹、宰殺牛馬

因子 지즈로、인키야

「因つて」の義。

犯罪共逃

\*因公 인공

律文にも其の用例あり(例、因公擅科斂)、字義の通り「公用にて」、「公務に依り」の義。

信牌

因乎

「乎」の條を見よ。

\*印信 인신

「印章」の義。本來律文に其の用例ある語である(例、棄毀制書印信、封掌印信、等)。

得遺失物、等

\*自中 스중

「自分等」の義。「中」は「連中」の意に用ゐられ  
たるものであらうか。

親屬相盜

\*字細 스퉈

「仔細」に同じ、又「子細」に作るこゝがある。  
「仔」、「字」、「子」何れも同音。

職官有犯、附餘錢積私下補數、那移出納、等

在 在, 인

直解の用例に名詞の下に添へた場合がある。「是在」  
の省略であらう。

十惡

在白教是去等 이슴이시거든

「白」は讓讓の意を表はすに用ゐられ、「教是」は  
敬語「:せられ」、全體は「あらせらるゝならば」  
の義。

徒流人在道會赦

在白教是良置 이슴이신지라도

「あらせられても」の義。

流囚家屬、常赦所不原、徒流人在道會赦

\*在前 지전

「曾つて」、「以前」の義。

犯罪自首、禁革主保里長、聽訟回避

\*在置 지더, 지치

「留め置くこゝ」、「保持するこゝ」、「設けるこゝ」。

漏用鈔印、信牌

\*全委 권위

全く委かせるこゝ。

擅用調兵印信、應捕人追捕罪人、功臣應禁親人入  
視、冒破物料

\*全無 권무

全く無きこゝ。

典買田宅

至亦 이르며, 나르려

「至つて」の義。

稱期親祖父母、禁經斷人充宿衛、不操練軍士、誣  
告

旨是絃以 □이시을로

「仰によつて」の義。「旨是」は上の命令の敬稱、  
「絃」は「:」に由つて」の意に用ゐられたるもの  
如し。

門禁鎖鑰

旨是絃無亦 □이시을업스며

「仰せによるこゝなし」の義。

關防丙使出入、縱軍據掠、公侯私役官軍

附錄 吏讀略解

此亦中 이며히

「於此」、「茲」、「但」の義。

犯罪事發在逃、斷罪無正條、濫設官吏、等

此樣以 이양으로

「此の様に」、「かくの如く」の義。

流囚家屬

\*次 え

「時」、「度」、「次序」の義。

應讓者之父祖有犯、犯罪自首、奏對失序、鄉飲酒  
禮、等

\*次知 에지

「指揮するこゝ」、「管掌するこゝ」

禁革主保里長、功臣田土、擅食田園瓜果、等

\*次知官司 에지관스

「所轄官司」、「當該官司」の義。「次知令史色員」、「次知管領」、「次知員吏」、「次知官員吏典」、「次知書史令史」、「次知官吏」等も皆此の用例に出たものである。

應酬者之父母有犯、官員喪禮、等

\*次第 ㄷᄇ

「順序に」の義。

禮部職役、出納官物有運、縦軍擄掠

\*合當 합당

「當に…すべき」、「該當の」、「適當の」の義。

軍官軍人犯罪免徒流、徒流人在道會赦、老小廢疾收贖、等

\*行下 行하

元來律文に其の用例ある語で（例、同僚犯公罪）、上より下に命ずることをいふ。

職官有犯、給沒贓物、同僚犯公罪、等

\*行次 行차

「旅行」の義。「行」は旅行、「次」は時、際の意に用ゐられるものであらう。

從親精選、功臣應禁親人入視

\*行狀 行장

直解の用例は「旅行免狀」、「護照」の義。

私越冒度關津、詐冒給路引

\*行移 行이

此の用例は律文に出づるもので（例、擅勾屬官、増減官文書、等）「行文移牒」の省略なるべく、官文書を以て照會することをいふ。

稱監臨主守、擅勾屬官、事應奏不奏、等

向入 向드러, 안들

「想ふ」、「欲する」の義の古語안들に向入の字を宛てたものと思はれる。「向入在乙良」、「爲去向入」の條參照。

常赦所不原、事應奏不奏

向入在乙良 向들지을哥

「(…)せん(…考へたならば)」、「(…)せん(…欲したならば)」の義。

流囚家屬

向事 안일, 아안일, 아안

「すべし事」、「すべし」の義。

擅調官軍

向事乙良 안일을안

「すべし事ならば」の義。

擅調官軍

向前 아전, 안전

「先きの」、「當該」の義。

姦黨、隱蔽差役、合和御藥、公侯私役官軍、詐冒給路引

\*休棄 弃기

律文の用例に出づるもので（例、縱容妻妾犯姦）、夫權を拋棄することである。

出妻、縱容妻妾犯姦、等

【七畫】

\*決下 결하

「決裁」の義。

官文書稽程、擅調官軍

更良 가시야, 다시

「更に」の義。

徒流人又犯罪、二罪俱發以重論、犯罪事發在逃、  
等

\*申

「各申」の條を見よ。

良 ㅅ

動詞の連用形又は副詞を表はすものにして用ゐらるゝ外、「良」が單獨にて「良中」に同じく場所又は時の「に」、「へ」を表はす助詞にして用ゐられることがある。

犯罪存留養親、同僚犯公罪、屬託公事、稽留囚徒

良中 ㅅ히, ㅅ에, ㅅ외

助詞「に」、「へ」を表はすに用ゐられる。

十惡、八議、應議者犯罪、等

良中乙良 ㅅ히을안

「にありては」の義。

衝突儀仗、事後受財

良中了 ㅅ에

「了」に「に」、「へ」の意を表はす助詞「良中」を冠したもので、「:」に向けた、「:」に届ける」の意に用ゐられたものと思はれる。「了」の條参照。

選取實封公文

良中有臥乎 ㅅ히이누은

「に有る」(連體形)の義。

告狀不受理

良中沙 ㅅ히스, ㅅ히사, ㅅ히스

「にこそ」、「にぞ」の義。

應議者犯罪、吏卒犯死罪、本條別有罪名、收獲違限、盜賊窩主、共謀爲盜、保辜限期、越訴

良中進叱有在 ㅅ히나드러잇진

「に進み行くものたる」、「に該當する」(連體形)の義。

應議者之父祖有犯

良中當爲在乙良 ㅅ히당하여견을안

「に當るものをば」、「に當るならば」の義。

文武官犯私罪

良中置 ㅅ히두

「にても」の義。

同行知有謀害

良中導良 ㅅ히드러이

「に随つて」の義。

犯罪事發在逃

良尔 ㅅ을

「是良尔」に同じく、「であるにして」、「なるを以つて」の義。

失時不修隄防

良沙 ㅅ사, ㅅ사

「良中沙」に同じく、「にこそ」、「にぞ」の義。

犯罪時未老疾

良旒 ㅅ머

「:」(爲)して」の義。「率良旒」は「率ゐて」の義なる。此の場合の「良」も上の動詞の連用形を表はすの用を爲すものとして考へる。一説には「良旒」は「是旒」(이머)に同義であるといふ。

功臣應禁親人入視

良置 ㅅ두

一、「:」するとも」の義。此の場合の「良」も上の動詞の連用形を表はすものとして用ゐられたのである。

赦前斷罪不當

二、「に於ても」の義。此の場合の「良」は「良中」に同じく、時又は場所の助詞「に」、「へ」を表

はすものとして用ゐられたのである。  
婦人犯罪

\*伴 僮 ㄷㄱ

「隨從者」の義。「僮」、「黨」同音なるより混用せられたのであらう。

隠蔽差役

\*防 築 ㅁㅁ

「堤防」の義。  
盜決河防、失時不修堤防

別乎 ㅁㅁ

「別つて」の義。

超解金銀足色、決罰不如法

\*別 爲 ㅁㅁ

「特別なること」の義。一説には之を史讀としてゐる。

る。

病故官家屬遺孀

\*扶 上 典 賣

「扶」は「狀」の誤で、「扶上典賣」は「紙上の典賣」の義か考へるも、未だ詳かでない。前聞恭作氏は「扶上」(早登)を「引出す」、「取り上ぐ」等の義を有するものと解せられる。

盜賣田宅

\*沙 工 ㅁㅁ

「船頭」の義。  
關津留難

沙餘良 사나리, 아남아

「是沙餘良」の省略。「なりとも」、「のみならず」

「：は勿論」の義。

鈔法、禁煙斷人充宿衛

私丁 사사토이, 아들디

「密かに」、「恣に」の義。「丁」は副詞を作るに用ゐられたもの。小倉教授に據れば「私丁」を「使丁」に作りたる一書あるが如きも未だ見當らない。

漏泄軍情大事、私役部民夫匠、搜食田圃瓜果、等

音私丁 사사토이, 아들디

「私丁」と同じ。

男女婚姻、乘輿服御物、縱軍擄掠、等

\*私 處 ㅁㅁ

「私宅」、「私家」の義。  
威力制縛人

\*成 婚 ㅁㅁ

「成婚」、「成禮」の義。  
男女婚姻

\*成 僞 ㅁㅁ

徒黨を作ること。「僞」は「黨」にあてたのである。

濫嬰良民

\*收 齊

用例に依れば「徵收する」といふ動詞に用ゐて居るが如くである。或は「收納齊足」の省略であらうか。

欺隱田糧、坐贓致罪

身 乎

乎の條を見よ。

\*身 故 ㅁㅁ

「死亡」の義。  
徒流人在道會赦、給沒贖物、等

矣

一、「偽乎矣」、「是乎矣」、「使内乎矣」、「令是矣」、「令是教矣」、「教矣」に於けるが如く「.ののであるが」の義に用ゐられることがある。

二、持格「の」の意を有する「の」に當て、用ゐられることがある。「他矣」、「其矣」、「自矣」(自己の)、「前矣」(前の)、「吾矣」(吾の)は此の用法に出づるものも考へる。此の用法より轉じて「矣身」の如く「自分の」の義に用ゐられることがある。「他矣」、「其矣」、「矣身」については各其の條參照。

自矣——増減官文書、立簡子運法、收留迷失子女、私借錢債

前矣——犯罪事發在逃

吾矣——同性爲婚、略人略買人

三、「凡矣」(凡そ、すべて)の如く、「矣」が單に無意味に添へられたものと思はれる場合がある。

軍官有犯、軍官軍人犯罪免徒流、犯罪共逃、事應

矣不矣、漏用鈔印、禁革主保里長、蒙古色目人婚姻、得遺失物、遞送公文

矣身 ㄹ뎡

「自身」の義。

共犯罪分首從

\*作文 ㄹ뎡문, 지어

官衙の量案、戸籍の類。一般には之を吏讀し解せられてゐる。

欺隱田糧

\*折給 ㄹ뎡給

土地又は結税を割給するこゝ。

欺隱田糧

\*坐起 ㄹ뎡기

官衙の首長が登廳して執務するこゝ。

告狀不受理

\*村 촌

地方の府州を稱するにも用ゐられることがある。

公差人員欺陵長官、飛報事情

\*吹鍊所 ㄹ뎡鍊소

「製鐵所」の義。

徒流遷徙地方

\*听 ㄹ뎡

「聽」の俗字。

官司出入人罪、獄囚取服辯

\*夾角夾板 ㄹ뎡각ㄹ뎡판

律文に於て「角」は公文の件數の單位を表はすに用ゐられるが、直解の用語「夾角夾板」も公文の件數の義に用ゐられる。因みに往時公文を板に張りて遞

送したるこゝありといふ。「夾板」の「板」は此の事に關係あるものと思はれる。

遞送公文

\*形止 ㄹ뎡지

「願末」、「事情」の義。

控調官軍、申報軍務

【八畫】

佳叱 ㄹ뎡

「のみ」、「ばかり」の義。

公事失錯

果斗 ㄹ뎡투

「彼か此か」、「彼此此」の「が」、「か」の義。

十惡、軍官有犯、等

果乙 ㄹ뎡을



\*放賣 방매

律文に用例あり(例、收留迷失子女)、賣渡すこと。  
略人略賣人、買良爲娼、誣告、等

並只、并只 다무기、다목기、다모기、아을우지  
「總て」、「皆」の義。「只」は副詞を表はす爲めに用ゐられたもの。

文武官犯公罪、文武官犯私罪、脫漏戸口、等

並以、并以 아오르、아오르、아을너르

「並只」に同じ。

文武官犯公罪、無官犯罪、流囚家屬、等

\*卑背

律文の用語「鈔背」にあてられた語なるも意義未詳。

鈔法

使內 바리

「使用する」、「行ふ」、「取計ふ」、「務める」の義。「內」は「使」の活用を示す爲めに添へられた語。

共謀爲盜、造作不以法

使內不冬 바리안들

「使用せず」、「行はず」の義。

對制上書詐不以實

使內不冬爲在乙良 바리안들호전을안

「行はなかつたものを」、「行はなかつたならば」の義。

人戶以箱爲定、立嫡子違法、隱蔽差役、謀殺人

使內不冬爲在乃 바리안들호전나

「行はなかつたけれども」、「行はなくても」の義。

謀殺人

使內不冬爲良置 바리안들을여두

「行はなくとも」の義。

男女婚姻

使內不得爲只爲 바리못질호기삼

「行ふことを得ないやうに」の義。

庸醫殺傷人

使內不得爲乎矣 바리못질호은되

「行ひ得ないが」の義。

擅調官軍

使內只爲 바리기삼

「行ふやうに」の義。

殺死奸夫

使內乎矣 바리오되

「行ふが」の義。

禁革主保里長、私充牙行埠頭、上書陳言、僧道拜

父母、匿父母喪

使內乎所不諭齊 바리은바안일제

「行ふところでない」、「行ふべきでない」の義。

擅調官軍

使內乎事 바리은일

「行ふこと」、「せしめること」の義。

徒流人又犯罪

使內如可 바리다가

「行ふたが」、「使用したが」の義。

軍官軍人犯罪免徒流

使內在 바리전

「行ひたる」、「使用したる」(連體形)の義。

隱蔽差役、私役弓兵、共謀爲盜、稽留囚徒

一、「爲乎矣」、「是乎矣」、「使内乎矣」、「令是矣」、「令是教矣」、「教矣」に於けるが如く「:」のであるが「の義に用ゐられることがあ

二、持格「の」の意を有する「의」に當てゝ用ゐられることがある。「他矣」、「其矣」、「自矣」(自己の)、「前矣」(前の)、「吾矣」(吾の)は此の用法に出づるものゝ考へる。此の用法より轉じて「矣身」の如く「自分の」の義に用ゐらるゝところがある。「他矣」、「其矣」、「矣身」については各其の條參照。

自矣——増減官文書、立嫡子運法、收留迷失子女、私借錢類

前矣——犯罪事發在逃

吾矣——同性爲婚、略人略賣人

三、「凡矣」(凡そ、すべて)の如く、「矣」が單に無意味に添へられたものと思はれる場合がある。軍官有犯、軍官軍人犯罪免徒流、犯罪共逃、事應

奏不奏、漏用鈔印、禁革主保里長、蒙古色目人婚姻、得遺失物、遞送公文

矣身 의 몸

「自身」の義。

共犯罪分首從

\*作文 필문, 지어

官衙の量案、戶籍の類。一般には之を吏讀ニ解せられてゐる。欺隱田類

\*折給 절급

土地又は結税を割給すること。欺隱田類

\*坐起 좌기

官衙の首長が登廳して執務すること。

告狀不受理

\*村 촌

地方の府州を稱するにも用ゐられることがある。

公差人員欺陵長官、飛報軍情

\*吹鍊所 불련소

「製鐵所」の義。

徒流遷徙地方

\*听

「聽」の俗字。

官司出入人罪、獄囚取服辭

\*夾角夾板 협각협판

律文に於て「角」は公文の件數の單位を表はすに用ゐられるが、直解の用語「夾角夾板」も公文の件數の義に用ゐられる。因みに往時公文を板に張りて遞

送したることありといふ。「夾板」の「板」は此の事に關係あるものと思はれる。遞送公文

\*形止 형지

「顯末」、「事情」の義。搜調官軍、申報軍務

【八畫】

佳叱 ㅈ

「のみ」、「ばかり」の義。公事失錯

果 ㅍ

「彼か此か」、「彼此此」の「が」、「此」の義。十懸、軍官有犯、等

果乙 ㅍ을



\*放賣 방매

律文に用例あり(例、收留迷失子女、賣渡すこと。

略人略賣人、買良爲娼、誣告、等

並只、并以 다무기、다무기、다모기、아을우지

「總て」、「皆」の義。「只」は副詞を表はす爲めに用ゐられたもの。

文武官犯公罪、文武官犯私罪、脱漏戸口、等

並以、并以 아오로、아오로、아을너르

「並只」に同じ。

文武官犯公罪、無官犯罪、流囚家屬、等

\*卑背

律文の用語「鈔背」にあてられた語なるも意義未詳。

鈔法

使内 바리

「使用する」、「行ふ」、「取計ふ」、「務める」の義。「内」は「使」の活用を示す爲めに添へられた語。

共謀爲盜、造作不以法

使内不冬 바리안들

「使用せず」、「行はず」の義。

對制上書詐不以實

使内不冬爲在乙良 바리안들을견을안

「行はなかつたものを」、「行はなかつたならば」の義。

人戸以箱爲定、立嫡子違法、隱蔽差役、謀殺人

使内不冬爲在乃 바리안들을견나

「行はなかつたけれども」、「行はなくても」の義。

謀殺人

使内不冬爲良置 바리안들을견두

「行はなくとも」の義。

男女婚姻

使内不得爲只爲 바리못질하기삼

「行ふことを得ないやうに」の義。

庸醫殺傷人

使内不得爲乎矣 바리못질하오되

「行ひ得ないが」の義。

擅調官軍

使内只爲 바리기삼

「行ふやうに」の義。

殺死奸夫

使内乎矣 바리오되

「行ふが」の義。

禁革主保里長、私充牙行埠頭、上書陳言、僧道拜

父母、匿父母喪

使内乎所不諭齊 바리은바안일체

「行ふところでない」、「行ふべきでない」の義。

擅調官軍

使内乎事 바리은일

「行ふこと」、「せしめること」の義。

徒流人又犯罪

使内如可 바리다가

「行ふたが」、「使用したが」の義。

軍官軍人犯罪免徒流

使内在 바리견

「行ひたる」、「使用したる」(連體形)の義。

隱蔽差役、私役弓兵、共謀爲盜、積留囚徒

使內在乙良 바리견을인

「行ふたものをば」、「行ふたならば」の義。  
變換神明、造作不如法

使內行如 바리엇다

「行ふたさいふ・」、「行ひたるが如き」の義。  
謀殺人

使內良在等 바리여견들

「行ふたならば」、「使用したならば」の義。  
修理倉庫

使內臥乎 바리누오

「行ふてゐる」、「せしむる」(連體形)の義。  
荒蕪田地、私鑄銅錢

使內遣 바리고

「行ふて」、「せしめて」の義。

公事失領、擅用調兵印信、僧道拜父母、擅調官軍、  
申報軍務

使內齊 바리치

「行ふ」、「せしむ」(終止形)の義。  
流囚家屬、徒流人又犯罪、喪葬、起除刺字

\*使令 려령

官衙の使役の一種。

封

\*社會 사회

村民の社日に於ける集會を指したるものならん。  
禁止師巫邪術

\*舍主 말음

農庄を管理する者、今の舍音。

應讓者之父祖有犯、功臣田土

\*所志 소지

「訴狀」の義。  
賦役不均、檢跡災傷田積、教唆詞訟

\*刷券 쇄권

「推刷文券」の省略を考へる。書類の照合検査を爲すこと。

勸諭卷宗

\*受喫 섭취

扶持米などを受けること。  
官員鑿齒

\*承受 승수

下の者が上の命を承けること。  
那移出納

始叱 비리, 비릿, 비웃, 비웃

「始めて」、「せよ」の義。  
徒流遷徙地方、匪父母喪

\*委曲 위곡

直解には律文に「如法」にあるにあてしめる。「詳かなること」の義より轉じて「制規の通り」の義に用ゐられたものであらうか。  
轉解官物、稽留囚徒、主守不覺失囚

依良 열아

「に依り」の義。通常は「乙依良」の形にて用ゐられる。  
衛士室言福福

易亦 아너히, 인으려, 이너히

「容易に」、「能く」の義。  
喪葬、不操練軍士、公取竊取皆爲盜

知不得 알모질

「知る」に能はず、「知らずして」の義。

常赦所不原、買罪非其人、收留迷失子女、等

知不得爲 알못질자야

「知らずして」の義。

常赦所不原、主守不覺失囚

知不得爲乎等用良 알못질자은들으스아

「知る」に能はずしてを以て」の義。

本條別有罪名

知不得爲有如可 알못질자엿다가

「知る」に能はずなかつたが」の義。

本條別有罪名

知不得爲在乙良 알못질자견을안

「知らざるものをば」、「知らないならば」の義。

本條別有罪名、逃避差役、錢糧互相覺察、強盜、略人略賣人、發塚

知不得爲在隱 알못질자은

「知らざるものは」の義。

衝突儀仗、造畜蟲毒殺人

知乎不冬 알음안들, 알오안들

「知らざる」(連用形)の義。

守支錢糧及擅開官封、縱軍擄掠、公取竊取皆爲盜

知乎不冬爲 알음안들자야, 알오안들자야

「知らざるして」の義。

卑幼私擅用財

\*知委 지위

告示するこゝ、通知するこゝ。

失誤朝賀

\*知想 지상

知るこゝ。

犯罪得累減、犯罪自首、本條別有罪名、等

初亦 처음, 처음에

「初めに」、「初めて」の義。

應罰者犯罪、犯罪得累減、犯罪時未老疾、給沒贖物、等

\*帖字 처스, 데스, 처자

「書附」、「證明書」の義。「字」は又「子に」作るこゝがある。「一説には「帖子」を吏讀ミせられる。

濫設官吏、那移出納、詐冒給路引

\*花郎 화랑

直解には「男巫」の意に用ゐられて居る。

禁止師巫邪術

【九畫】

\*降伏 강복

直解には「服罪」の義に用ゐられてゐる。

獄囚取服辯

\*契 공부

「契」は「契」に同義に用ゐられ、「契」は「功」に「夫」の合成語、「人夫」の義である。「人契」、「民契」の條参照。

故只 집지, 집지

「故意に」の義。「只」は副詞形に用ゐられたもの。

犯罪得累減、常赦所不原、稱與同罪、等

\*故交 고교

「故舊」の義。

死囚令人自殺

\*科式 斗斗

「一定の前例」、「制規」、「規定通り」の義ならん。

欺騙田積、功臣田土、荒蕪田地、等

科科次 エネエロ

「條々」、「種々」、「細々」の意ならん。

選取實封公文

段 段

「…の儀は」、「…は」の義。「吐段」、「納段」

については各條参照。

犯罪得果減、常赦所不原、犯罪共逃、等

旅 叫

動詞の連用形を表はすに用ゐられる助詞。例、「爲

旅」、「是旅」、「隨旅」、「推旅」、「公取旅」

「成旅」、「云旅」、「進來旅」。「旅」は又屢々

「弥」に作られる。

鹽廠差役、損毀倉庫財物、公取竊取皆爲盜、鞠獄

倅囚待對、等

\*面情 면정

「面識の情誼」の義で、「情實」の意に用ゐられる。

棄毀制書印信

茂火 지복디, 디불이, 디부러, 디불

「相共に」、「一緒に」の義。

蒙古色目人婚姻、白晝搶奪、上司官與統屬官相殿、

干名犯義、縱容妻妾犯姦

便亦 소의하, 문두

「便ち」の義。

官文書稽程

\*負 早

租を計算する單位、轉じて土地の面積を計る單位に用ゐられる。一結は十負、一負は十束、一束は十把。

脫漏戸口

\*負役 早叫

官から課せられた公役即ち夫役。

縱放軍人欺役

\*負定 早叫

官から公役又は貢物を課すること。

拒殿追納人

\*省覺 省斗

思考すること、覺ること。

公事失錯

\*洗補 刈斗

律文の「挑剗描曉」にあてた語である。「洗剗補修」の省略か。

鈔法

是 이

主格を表はす「が」の義。

稱與同罪、開殿、殿制使及本管長官、上司官與統

屬官相殿

是乃 이나

「であつても」の義、「乃」は「けれども」の義に用ゐられる場合、「…か(又は)」の義に用ゐられる場合がある。

照刷文卷、宮殿門撞入、誣告

是去乙 이거

「であるのに」の義。

徒流人在道曾赦、船沒贖物、二罪俱發以重論、等

是去乃 이거나

「であるか(又は)」、「であつても」の義。直解の用例は前者。

無官犯罪

是去有乙 이거이신을

「であるものであるのに」の義。

犯罪時未老疾、立嫡子違法、斷罪引律令

是去有亦 인가이신이며、이거이신이며

「であるものなるが」、「であるので」の義。

軍官軍人犯罪免徒流

是去有在等以 이거이시전들로

「であるものであるから」の義。

輒出入宮殿門

是去有良余 인가이신아담、이거이신아담

「であるものにして」、「であるべきを以て」の義。

犯罪時未老疾、上言大臣違法、講讀律令

是去有等以 인가이신들로、이거이신들로

「であるものだから」の義。

犯罪時未老疾

是去沙 이거사

「であつてこそ」の義。

官員變監

是去等 이거든

「であるならば」の義。

文武官犯公罪、文武官犯私罪、等

是乎事 이온일

「である事」の義。

無官犯罪

是乎所 이온바

「であるところ」、「であること」の義。

本條別有罪名

是乎所乙 이온바를

「であるところを」の義。

本條別有罪名

是乎條 이온것

「是乎事」と同義ならん。

共犯罪分首從、犯罪事發在逃

是乎等用良 이온들쓰아

「であるを以て」の義。

犯罪時未老疾、二罪俱發以重論、加減犯罪、造作不如法

是乎様以 이온양으로

「であるやうに」、「であるらしく」の義。

官吏給由、脫漏戶口、人戶以籍爲定、收留迷失子女、盜賣田宅

是如 이다

「であること(いふ)」、「であること(して)」の義。

常赦所不原、犯罪事發在逃、稱乘輿車駕、稱期親祖父母、收留迷失子女、禁止師巫邪術

是如中 이다하

「である場合に」の義。

那移出納、投匿名文書告人罪、見囚禁不得告舉他事

是如爲 이다하야

「であるに爲し」、「...にして」の義。

檢踏災傷田積、誣告、詐稱內使等官

是如爲在乙 이다하전을



「であるとするものを」、「の如きものを」の義。  
選用軍職

是如爲在乙良 이다자전을안

「であるとするものをば」、「であるとしたならば」の義。  
把持行市、官司出入罪

是如爲臥乎事段 이다자누은일이시

「しますすこの儀は」の義。  
稱與同罪

是如爲臥乎事是去有乙 이다자누은일이거이시

「しますすこのであるものを」の義。  
公事失儀

是如爲旅 이다자더

「であるとして」の義。

稱與同罪、把持行市、誣告

是在 이견, 인

「である」(連體形)の義。  
屬尊長

是在如中 이견다히

「である場合に」の義。  
宰殺牛馬

是在而亦 이견다리더

「であるとしても」の義。  
本條別有罪名

是在果 이견과, 이견과

「であるけれども」の義。  
擅調官軍

是良余 이아금

「であるとして」、「なるを以つて」の義。  
犯罪自首、保辜限期

是良置 이라두

「であつても」の義。  
常赦所不原、斷罪依新頒律、立嫡子違法、劫囚、圖殿

是沙 이스, 이사

「であつてこそ」の義。  
犯罪事發在逃、加減罪例、稱監臨主守

是臥乎事是良余 이누은일이아금

「であるとして」、「であるとするを以て」の義。  
犯罪事發在逃

是旅 이더

「であり」(連用形)の義。直解には「令是旅」、「持是旅」、「教是旅」等の形を以て現はれてゐる。

是絃以 이시을로, 이심으로

「旨是絃以」の條を見よ。

是絃無亦 이시을업스며, 이시우어오며

「旨是絃無亦」の條を見よ。

是等 이든, 이오든

「是去等」に同じ、「であるならば」の義。  
私受公侯財物

是遣 이고

「であつて」の義。  
犯罪事發在逃、娶親屬妻妾、鈔法、等

是置 잇두, 이두

「であるこも」の義。

干名犯義

是齊 이치, 이치

「である」(終止形)。

軍官軍人犯罪免徒流、出妻、等

要

漢字義通り「:せんこをを求める」、「:しやうこ」の義に用ゐられたものならん。「爲要」の條參照。

詐欺官私取財

\*姿女 슌녀

「娼婦」の義。「姿」は「恣」に通じて用ゐられたものか。

官吏宿娼

\*重亦 중이

「重く」の義。吏讀「亦」が副詞を表はすに用ゐられる一つの場合である

犯罪得累減、闕殿、拒殿追攝人、威力制縛人

\*重記 중기

「文簿」又は「記帳するこも」の義。

官員赴任過限、附餘錢糶私下補數、那移出納、錢糶互相覺察

\*即便 즉변

律文に其の用例あり(例、申報軍務)、「直ちに」の義。

事應奏不奏、等

持音 디년, 디년

「攜帶する」、「所持する」(連體形)の義。私充牙行埠頭、關防内使出入、私役鋪兵

持是施 진이며, 가기며

「攜帶し」の義。

鈔法、宮殿門擅入、輒出入宮殿門、關防内使出入、私越冒渡關津、詐冒給路引、私出外境及違禁下海

\*秋收 秋收

「收穫」の義。

收糶違限

\*侵勞 침노

掠め奪ふこも、凌虐するこも。「侵勞」は「侵漁勞擾」の省略であらうか。

關津留難、見囚禁不得告舉他事、有事以財求請

\*限當 한당

番に當るこも。

宿衛守衛人私自代替

\*香徒 향도

在家のもので佛事にたづさはるものをいひ、後世に喪與を擔ぐ職業の者を呼ぶ名稱になつて、「鄉徒」又は「喪徒」等の字があてられてゐる。

禁止師巫邪術

【十畫】

庫 庫

「處」の義。

驛使稽程、公事應行稽程

庫乙 乙

「處を以て」の義。

欺隱田糶、盜賣田宅、錢法

庫乙用良 乙

「處を以て」の義。

欺隱田糶

\*庫直 고직

「倉番」の義。

稱監臨主守、錢糧互相覺察、倉庫不覺被盜

\*庫員 고원

田地の筆數を云ふ。「員」は此の場合には田地の單位を示す「筆」に相當する。

歎隨田積、檢踏災傷田積

\*起色 기식

(草賊の) 起る様子。

禮調官軍

\*起送 기송

「派送」、「送致」の義。

公侯私役官軍、知情贓匪罪人、鞠獄停囚待對

\*起實 기실

起耕して穀物のよく稔ること。

檢踏災傷田積

\*起掲 기거

「主唱」、「造意」の義。

共犯罪分首從、濫設官吏、等

\*甥 남

女から其の兄弟を指す語。半島の造字である。

娶親屬妻妾、殿大功以下尊長、妻妾與夫親屬相殿

\*納段

此の「段」は上の動詞の連體形を表はすに用ゐられる吏讀で、「納」は「納款」(甘丹)ニ同義に用ゐられたものニ考へる。「納款」ニは誓詞を上納すること、自供を納るること。

給沒贓物、脫漏戶口

\*郎廳 낭당

官府の堂下官。

犯罪得累減、同僚犯罪、等

\*浮取 부취

撮取ること、張付けたものを剝し取ること。

濫設官吏

\*書者 서자

「書記」、「書き役」の義。

舖舍損壞

\*城上 성자

見張番の義。

稱監臨主守

\*時常 시상

「常に」の義。

除良 더러

錢糧互相覺察、致祭祀典神祇、修理橋梁道路

「除き」、「減じて」の義。

職官有犯、吏卒犯死罪、脫漏戶口

除除 더더

「除き」、「減じて」の義。

應捕追捕罪人

\*差備 차비

任命すること。

文官不許封公侯

\*草枝 초지

「草生地」、「草場」の義ならん。

盜賣田宅

追子 추스, 추스

「追つて」、「随つて」の義。直解には「爲乎追于」の形で現はれてゐる。

退是

退伊(물이, 물리)と同じが。「退伊」は「延期して」の義。  
徒流入送

【十一畫】

\*啓課 계과

申稟する(이)。  
吏卒犯死罪、斷罪無正條、事應奏不奏、等

教 이산

「:し給ふ」、「:あらせられる」等動詞の連體形を表はす敬語として用ゐられる。  
常赦所不原

教矣 이소되, 이시되, 이사되

「あらせられるのであるが」の義。  
運用軍職

教所乙 아산바를

「あらせらるゝ(ミ)ころを」、「あらせらるゝ(ミ)を」の義。  
聞有恩赦而故犯

教是 이시, 이신

一、人名の下に「様」ミいふが如く敬語として用ゐらるゝことがある。直解には此用例なし。  
二、「し給ふ」、「あらせらるゝ」(連體形)の義。  
衝突儀仗、行宮營門

教是去等 이시거든

「し給ふたならば」、「あらせられたならば」の義。  
職官有犯、大臣專權選官、奏對失序

教是臥乎 이시누온

「し給ひます」、「あらせられます」(連體形)の義。  
稱乘輿車駕、御賜衣物、斷罪引律令

教是徐 이시며

「し給ひ」、「あらせられ」(連用形)の義。  
大臣專權選官

\*規見 규견

覗き伺ふ(이)。 「規」、「窺」同音なるより屢々混用せられる。  
事應奏不奏

第 네

「番」、「目」、「度」、「時」の義ならん。  
婦人犯罪

第亦中 제여히

「:するに際りて」、「:の時に」、「:の度に」の義。直解には「爲乎第亦中」の形にて頻出する。

第亦中沙 제여히사, 제여히사

「:の時にぞ」、「:の度にぞ」の義。  
死囚覆奏待報

第良中 제아히, 제아히

「第亦中」ミ同義。  
文武官犯公罪

\*連連 련련

「續々」の義。  
轉解官物

望白齊 바라순치, 바랄케

「お願ひいたします」の義。「白」は謙讓態。  
應讀者犯罪

\*問當 문당

用例に依れば「訊問」の義なるが如し。「當」(당)と「答」(답)とを混用したものであらうか。  
應讀者犯罪、鞠獄停囚待對

\*排門 빚문

門に張紙すること。「排」は糊で張付る意味の引なる語の宛字として用ゐられたものならん。  
濫設官吏

\*捧上 받자, 받자

「上納すること」又は「收受すること」。一般には吏讀せられる。  
應讀者犯罪、徒流人在道會赦、處決判軍、稱與同罪、典雇妻女、等

\*捧受 받介

收受すること。  
私受公侯財物

\*逢受 봉介

預ること。「逢」は「捧」と同音なるより混用せられたるものであらうか。  
費用受寄財産、軍人替役、驛使權根、詐欺官私取財、盜賊窩主、官吏聽許財物、徒流人逃

逢音 받자, 받자

「丁度其の時」、「たまたま」の義。  
流囚家屬、常赦所不原、嫁娶違律主婚媒人罪、故禁故勸平人、決罰不如法、赦前斷罪不當

\*符同 부동

律文にも屢々見ゆる語で(例、官員赴任過限、官吏給由、虛出通關硃鈔、等)、「合同すること」、「心

を一にすること」の義である。一説には之を吏讀として居る。

\*符作 부작

「神符」、「お札」の義。  
禁止師巫邪術

\*斜用 사용

擅に自己の用途に充てること。  
隱匿費用税根隠物、冒支官根、市司評物價、私造斛斗秤尺、驗畜産不以實、詐欺官私取財、坐贓致罪、冒破物料

\*斜是 사기

官に届出て聽許を受けること、當該書面に官の證明を受けること。「斜只」、「斜出」も同義に用ゐられる。  
典買田宅

唯只 이하, 오지

「たゞ」の義。  
應讀者犯罪、犯罪存留養親、徒流人又犯罪、等

這這 次次, 又又

「箇々」、「いちいち」の義。  
宮殿造作罷不出

專亦 専亦, 専亦

「専ら」の義。「亦」は副詞を表はすに用ゐられたるもの。  
乘輿服御物

\*接居 接居

「住居」、「寓居」の義。この「接」は「宿る」の義に用ゐられたものである。  
有司官吏不住公廨

\*接狀 接狀

書類を受付くること。

見囚禁不得告罪他事、等

\*造心 正心

用心すること、注意すること。

濫設官吏、倉庫不覺被盜

\*族長 宗守

一門中の長者。

立嫡子違法、廢塚、等

\*族下 宗下

族長に對して卑幼をいふ。

立嫡子違法、尊卑爲婚、等

\*從來 宗司

「由來」に同義。

上言大臣總政

\*參預 參預

參列すること。出席すること。

祭享

\*唱准 唱准

讀合せること。

増減官文書、漏使印信

\*處干 干干

小作人の義、一般には之を吏讀に數へられる。

應議者之父祖有犯、私役民夫權權

\*處所 処所

律文に其の用例ある語で（例、宿衛人兵仗）、「場所」の義。

常赦所不原、公使人等案借馬匹、等

\*推 司

「推託する」、「推諉する」の義に用ゐらるることがある。

官文書稽程、御使稽程、大臣專擅選官、等

\*推刷 弄刷

「刷勘」に同じく、帳簿の照合検査を爲すこと、轉じて資金を回收する義にも用ゐられる。直解には前者の意義に用ゐられてゐる。

選送公文

\*通貼 通貼

官衙の通知文の義。「貼」、「牒」は同音。

祭享

\*許上 許上

尊貴に差上げること。

盜賣田宅

\*許文 許文

「許給文字」（許給を證する書面）の省略ならん。

虛出通關殊鈔

\*許給 許給

許しわたすこと。

典雇妻妾、出納官物有違、坐贓致罪、等

\*許接 許接

許して自分のところに居住せしめること。此の「接」も「接居」に於けるに同じく「宿る」の義に用ゐられたもの。

收留迷失子女、偽造寶鈔、犯奸

絃

「旨是絃以」、「旨是絃無亦」の條を見よ。

【十二畫】

\*開坐 마코

「坐」は又「座」に作る。普通には官員が會同して事務を處理するこの義に用ゐらるも、直解の用例は律にいふ「開具」にあて、具さに簡條書に列記するこの義に用ゐられるが如くである。

應議者犯罪、職官有犯、軍官有犯、應議者之父祖有犯、犯罪存留養親、上書陳言、牧養畜産不如法、辨明冤枉、擅造作

\*結負 결부

田租を計算する單位、轉じて土地の面積計數にも用ゐられる。一結は百負、一負は十束、一束は十把。

欺隱田積

\*喫破 곶파

食散らすこと。

擅食田園瓜果、宰殺牛馬

\*都堂 도당

議政府の別號。應議者犯罪の條に「都當」に作るは「都堂」の誤りミ考へるも、前間恭作氏は「都當」を全員の義に擬定して居られる。小倉博士が上の「爲」ミ「都」ミを結付けて一吏讀ミ解せられのは承服しかねる。

擅調官軍

等乙 들을

「なきを」の義。

十惡、犯罪自首、文官不許封公侯、等

等乙良 들을안

「なきをば」、「なきならば」の義。

犯罪共逃、收留逃失子女、隱蔽差役、等

等乙良置 들을안두

「なきも亦」の義。

講讀律令

等乙仍于 들을지스르

「なきにより」の義。

轉解官物

等乙用良 들을쓰아

「なきを以て」の義。

徒流人在道會赦、錢法、官馬不調習、私役鋪兵

等乙當爲 들을당하야

「なきに對して」の義。

轉解官物、牧養畜産不如法

等因于

「爲乎等因于」、「爲似乎等因于」の條を見よ。

\*買休人 미휴인

律文の用例に出づる語で、他人の妻を買ふて本夫をして夫權を拋棄せしめた者をいふ。

縱容妻妾犯姦

無乎事 업스온일, 어오로일

「無き事」の義。

以理去官

無去乙 업거늘

「無いのに」の義。

立嫡子還法、出妻、辨明冤枉

無去有乙 업거이시늘

「ないものであるのに」の義。

棄親之任、擅調官軍、誣告

無去有等以 업거이신들로

「ないものであるから」の義。  
縱容妻妾犯姦

無去沙 업거사  
「なくてこそ」の義。  
關防内使出入

無去等 업거든  
「ないならば」の義。  
共犯罪分首從、同儕犯公罪、犯罪事發在逃、官員  
嬰匿、立嫡子違法、得遺失物、淹禁

無在 업건  
「なき」(連體形)の義。  
娶親屬妻妾、盜田野穀麥

無在乙 업거늘  
「なかつたのに」の義。

文官不許封公侯

無在乙良 업거음안  
「存せざるものをば」、「なかつたならば」の義。  
犯罪存留妻親、同儕犯公罪、斷罪無正條、欺隱田  
積、詐冒給路引、庸醫殺傷人、主守救囚反異、有  
司決囚

無在事乙 업건일음  
「なかつたことを」の義。  
有司決囚

無亦 어오어며, 업스토건이되  
「無く」、「無くて」の義。  
犯罪自首、共犯罪分首從、官員赴任過限、等

\*無面 무면  
「鼠子無面」の條を見よ。

\*級面 삼면  
黜するこゝ。  
稱與同罪、那移出納、等

\*級字 삼스  
「級面」に同じ。  
工業戶及婦人犯罪、常人盜倉庫錢糧、等

\*稅價 씨가  
「借料」の義。「稅」は今「貫」の字が用ゐられる。  
在官求索借貸人財物

須只 모로미, 모롬이, 모롬기  
「須らく」の義。「只」は副詞を表はすに用ゐられる語。  
軍官有犯、無官犯罪、犯罪事發在逃、等

\*惡尙 악당

「惡黨」の義。「尙」は「黨」に同じで、「黨」に混用せられる。  
告狀不受理

爲 ㅅ야, 한, ㅅ  
「:爲し」(連用形)の義。  
文武官犯私罪、常赦所不原、犯罪存留妻親、等

爲乙去 ㅅ가  
「するかこ」の義。「去」は疑問の助詞として用ゐられたもの。  
犯罪自首

爲乙良 ㅎ안  
「するものをば」、「するならば」の義。  
遷送逃軍妻女出城

爲己只 ㅅ기어지



「するまで」の義。「己只」、「巴只」の條參照。

徒流人在道會赦、妻妾失序、喪葬

爲巴只 さどろき、さどろき、さどろき

直解の用例は「爲己只」に同義に用ゐられてゐる。

「己只」、「巴只」の條參照。

婦人犯罪、犯囚覆奏待報

爲去 へが、さが、さか

「爲乙去」に同じ、「するか」の義。

犯罪得累減、磨勘卷宗

爲去乙 さがね、へがね

「…するのに」、「…するのて」の義。

十惡、應議者之父母有犯、犯罪得累減、等

爲去乙良 へがねよし、さがねよし

「…したものをば」、「…したならば」の義。

犯罪時未老疾

爲去乃 さがな

一、「…するか（又は）」の義。

常赦所不原、犯罪共逃、收留迷失子女

二、「…するに雖も」の義。

本條別有罪名、上書奏事犯罪

爲去乃事 さがなよし

「…（するか又は）…するかの事」の義。

常赦所不原

爲去有亦 さがよしなり、へがよしなり

「…したものであるが」、「…したのであるので」の義。

犯罪時未老疾

爲去有而亦 さがよしなり、へがよしなり

「…するものであつても」の義

妻妾毆故夫父母、干名犯義

爲去有良尔 さがよしあり

「…するものであるとして」、「…すべきを以て」の義。

妻妾毆故夫父母

爲去有等以 さがよしなり、へがよしなり

「…するものであるから」、「…すべきが故に」の義。

同性親屬相毆、老幼不撻訊

爲去向入 さがよしなり、へがよしなり、さかよしなり

「…するか」考へて」の義。

擅離職役

爲去沙 さがよし、へがよし

「してぞ」、「してこそ」の義。

犯罪自首、加減罪例、濫設官吏、等

爲去等 さがよし、へがよし

「するならば」（假定）の義。

入贖、職官有犯、文武官犯公罪、等

爲去等沙 さがよし、へがよし

「すればぞ」、「する場合にこそ」の義。

別籍異財、妻妾失序、稽留囚徒

爲去等隠 さがよし

「したる場合には」の義。

家人求索

爲白 さよし

「爲」の謙讓態。「…致し」、「…申し」の義。

應議者犯罪、犯罪共逃

爲白乎 하삼오, 하삼온

「爲乎」の謙讓態。「:致しまする」、「:致しました」(連體形)の義。  
造作不如法

爲白乎矣 하삼오되, 하삼오되, 하삼오보되

「爲乎矣」の謙讓態。「:致しますが」、「:致しますけれども」の義。  
應讓者犯罪、職官有犯、斷罪無正條、等

爲白乎事 하삼오일, 하삼오일, 하삼오일

「爲乎事」の謙讓態。「:致します事」の義。  
應讓者犯罪、吏卒犯死罪

爲白乎於 하삼오며, 하삼오며

「爲乎於」の謙讓態。「:致しますし」の義。  
應讓者犯罪、事應奏不奏

爲白良在乙 하삼아전을, 하삼아전을

「爲良在乙」の謙讓態。「:致しましたものを」の義。  
事應奏不奏

爲白良沙 하삼아스, 하삼아사

「爲良沙」の謙讓態。「:致してこそ」の義。  
軍官有犯

爲白於 하삼으며, 하삼오며

「爲於」の謙讓態。「:致し」の義。  
越訴

爲白遣 하삼고, 하삼고

「爲遣」の謙讓態。「:致しまして」の義。  
應讓者犯罪、老小廢疾收贖、稱乘輿車駕、功臣應禁親人入視

爲白齋 하삼제, 하삼제

「爲齋」謙讓態。「:致します」(終止形)の義。  
稱乘輿車駕、選用軍職、上書陳言、申報軍務、飛報軍情、邊境申索軍需

爲只爲 하기암, 하기암, 하기삼, 하기삼

「爲さんし」、「するやうに」の義。  
十惡、犯罪得累減、常赦所不原、等

爲只爲使內在乙良 하기암바리전, 하기삼바리전

「するやうに行ふたならば」、「せんししたならば」の義。  
犯罪得累減、増減官文書、主將不固守

爲乎 하오, 하오, 하오, 하오

「する」、「したる」(連體形)の義。  
以理去官、常赦所不原、二罪俱發以重論、等

爲乎不喻良尔 하삼아닌지아고, 하삼아닌지아고

「なさざるものにして」、「なさざるを以て」の義。  
妻妾屬故夫父母

爲乎不喻是去有等以 하삼아닌지아잇들로, 하삼아닌지아잇들로

「なさざるものであるから」、「するこゝを得ないものだから」の義。  
長官使人有犯

爲乎亦中 하삼으며히, 하삼으며

「するこゝき」、「する場合」の義。  
立嫡子違法、干名犯義

爲乎矣 하오되, 하오되

「するのであるが」、「するけれども」の義。  
應讓者犯罪、軍官有犯、文武官犯私罪、等

爲平事 하은일, 하은일

「する事」、「すべき事」の義。

職官有犯、文武官犯公罪、等

爲平事乙 하은일을

「する事を」、「すべき事を」の義。

禮造作、禮費功力採取不施用

爲平事是齊 하은일이체

「する事である」、「すべき事である」の義。

公事失錯

爲平所 하은바, 하은바

「する所」、「するこゝ」の義。

獄隱田稔、妻妾屬故夫父母

爲平所乙 하은바를

「する所を」、「するこゝを」の義。

費用受審財産、隨營充軍及擧徒

爲平所乙仍于 하은바를인하야, 하은바을지스르

「する所によつて」、「するこゝによつて」の義。

告狀不受理

爲平所不喻 하은바아닌지

「する所でなく」、「するこゝなく」の義。

保辜限期

爲平所不喻在 하은바아닌지견, 하은바안이견

「する所でなかつた」、「するこゝでなかつた」(連

體形)の義。

犯罪存留差額

爲平所不喻是去等 하은바아닌지이거든, 하은바

안인지이거든

「する所でないならば」、「するこゝでないならば」

の義。

多乘驛馬

爲平所不喻是乎事 하은바아닌지이은일

「する所でないものである」、「するこゝないならば」

あらざるものなるこゝ」の義。

加減罪例

爲平所不喻是乎條 하은바아니을것

「爲平所不喻是乎事」同義。

共犯罪分首徒、犯罪事變在途

爲平所不喻是齊 하은바아닌지이체, 하은바안인지

이체

「するこゝでないものである」、「するこゝないならば」

あらざるものである」の義。

加減罪例

爲平所有去等 하은바이시거든, 하은바이거든

「するこゝがあるならば」、「するこゝあるならば」の義。

宮殿造作罷不出

爲平所無去等 하은바없거든

「するこゝないならば」、「するこゝないならば」の義。

淹禁

爲平庫良中 하은곳아히, 하은곳아해

「する處に」、「すべき處に」の義。

上書奏事犯諱、漏使印信

爲平追于 하은곳애

「するに随つて」の義。

信牌

爲乎第亦中 하은제역히

「する場合に」、「するまじき」の義。

徒流人在道會赦、犯罪時未老疾、加減罪例、等

爲乎等用良 하은들쓰아、하은들쓰아

「するを以て」の義。

應議者之父祖有犯、老小廢疾收贖、等

爲乎等因乎 하은들지즈로

「するに因り」の義。

不操練軍士

爲乎爲 하오삼、하오삼

「せんじし」、「せんじ」の義

十惡、男女婚姻、採生拆鬪人、官吏聽許財物、錢  
類互相覺察

爲乎喻乃 하을외나、하은지나

「するものであるけれども」の義。「喻」は「：する譯柄」の意を含む助詞で、後代には疑問の意に轉用せられた。

死囚覆奏待報

爲乎喻去等 하은지거든

「するものであるならば」の義。直解には「不得爲乎喻去等」の形を以て現はれてゐる。

爲乎様以 하은양으로

「するらしく」、「するやうに」の義。

十惡、見任官輒自立碑、監守自盜倉庫錢糧、誣告  
充軍及遷徙

\*爲先 위선

「先づ」、「差當り」の義。

官司出入人罪

爲如 하다、하다

「…する(いふ)」、「…する(して)」の義。

脫漏戸口、殺子孫及奴婢圖賴人

爲如可 하다가、하다가

「するが」の義。「如可」は動詞の語幹に附して

「…たが」の義を表はす。

官員襲盜、男女婚姻、僧道娶妻、等

爲如乎 하다은、하다은

「した(いふ)(連體形) 又は「したのに」の義。

直解の用例は前者。

守支錢糧及擅開官封

爲如乎所乙 하다은바를、하다은바를

「した(いふ)(いふ)を」の義。

犯罪自首

爲如乎等用良 하다은들쓰아

「した(いふ)を以て」の義。直解には「不得爲如乎等用良」の形を以て現はれてゐる。

爲有去乙 하있거든、하있거든

「したのに」、「したので」の爲。

犯罪得累減、二罪俱發以重論、犯罪事發在逃、等

爲有去乃 하있거나、하있거나

「したるか(又は)」の義。

發塚

爲有去等 하있거든、하있거든

「したならば」の義。

親屬相爲容隱、別籍異財、父母囚禁嫁娶、等

爲有如 하있다、하있다

「した(いふ)」、「したるが如き」の義。

徒流人在道會赦、共犯罪分首從、起除刺字

爲有如可 하잇다가, 하잇다가

「したが」の義。

犯罪得減減、犯罪時未老疾、犯罪自首、等

爲有如乎 하잇다온, 하잇다온, 하잇다온, 하잇다온

「爲有如」ニ同義。「乎」は連體形なることを示す爲めに添加せられたるものニ考へる。

隱關入官家監

爲有在 하잇건, 하잇건

「:したる」(連體形)の義。

八議

爲有在乙良 하잇건을안

「:したるものをば」、「:したならば」の義。直解には「不冬爲有在乙良」の形を以て現はれてゐる。

爲有臥乎 하잇누온, 하잇누온

「:したる」(連體形)の義。

八議、謀殺制使及本管長官

爲有遣 하잇고, 하잇고

「:なして」の義。直解には「不冬爲有遣」の形を以て現はれてゐる。

爲在 하건, 하건

「なせる」、「したる」(連體形)の義。

十惡、八議、應議者犯罪、等

爲在乙 하건을, 하건을

「したるものを」、「したのに」の義。

徒流人在道會赦、二罪俱發以重論、淹禁、徒囚不應役、等

爲在乙用良 하건을쓰아

「したるものを以て」の義。

立嫡子違法、賭博

爲在乙良 하건을바, 하건을안, 하건을안

「したものをば」、「した場合には」、「したならば」の義。

應議者犯罪、等

爲在乙良置 하건을다두, 하건을안두

「したるもの」の義。

無官犯罪、官吏給由、收藏禁書及私習天文、宮殿門擅入、死囚還奏待報

爲在乙沙 하건을사, 하건을사

「したるものをぞ」、「したるものでこそ」の義。保辜限期、放火故燒人房屋

爲在乃 하건나, 하건나, 하건나

「しても」、「したければ」の義。

給沒贖物、竊盜、死囚令人自殺

爲在如中 하건다히, 하건다해

「したる場合に」の義。

稱期親祖父母、稱監臨主守、稱日者以百刻、等

爲在亦中 하건여히, 하건여해

「したる場合に」、「したるものに」の義。

保辜限期

爲在事乙 하건일을

「したることを」の義。

獄囚衣類

爲在事乙良 하건일을안

「したることをば」、「したることをならば」の義。

依告狀鞠獄

爲在是 さじんい、하진이

「したるものは」、「したるものが」の義。

給没贖物

爲在是果 さじん이과

「したるものこ(及び)」の義。直解には「不冬爲在是果」の形を以て現はれてゐる。

爲在等以 さ견들로、하견들로

「したるが故に」の義。

宰殺牛馬、殿制使及本管長官

爲在隱 さ기은、사견은、사견은

「したるものは」、「したならば」の義。

應議者犯罪、處決叛軍、上言大臣權政、等

爲在隱乙良 사견은을안

「したるものをば」、「したるものならば」の義。

收獲運限

爲行 さ되

用例よりすれば「なしたる」(連體形)の義の如くである。

辯明冤枉

爲行去乙 사엇기을、사엇기을

「したのに」の義。

倉庫不覺被盜、劫囚

爲行去等 사엇기은

「したならば」の義。

縱軍擄掠

爲行如 사엇다、사엇다、하엇다

「したこ(いふ)」、「したるが如き」の義。

徒流人在道會赦、男女婚姻、謀殺制使及本管長官、

謀殺祖父母父母、誣執翁姪

爲行如可 사엇다가、사엇다가、하엇다가

「したるが」の義。

那移出納、共謀爲盜、謀殺人、車馬殺傷人

爲行臥乎如 사엇누은다、하엇누은다

「してゐるこ」、「したるが如く」の義。

誣執翁姪

爲行臥乎事 사엇누은일、사엇누은사、하엇누은일

「して居るこ」の義。

十惡

爲良 さ야、하야

「爲し」の義。「良」は動詞の連用形を表はすに用ゐられたもの。

誣讀律令、詐傳詔旨

爲良只 사얏기、하얏기

「爲良」に同じ。「只」は特別の意義なく添へられたるの。

男女婚姻、竊盜

爲良如 사얏다、하얏다

「するこいふ」、「するが如き」の義。

故禁故勤平人

爲良在乙 사얏견을、하얏견을

「したのに」の義。

本條別有罪名、親屬相盜、尊長爲人殺私和、夫匠軍士病給醫藥、決罰不如法

爲良在乙良 사얏견을을、하얏견을을안

「したものをば」、「したならば」の義。

發塚、與囚金双解脫

爲良在如中 하야견다하, 하야견다하

「したる場合に」の義。

公事失錯

爲良在等 하야견든, 하야견들, 하야견들

「したならば」の義。

老小廢疾收贖、犯罪自首、共犯罪分首從、等

爲良沙 하야사, 하야스, 하야사

「してこそ」の義。

職官有犯、文武官犯公罪、無官犯罪、等

爲良音可 하야음극, 하야음, 하야음극

「するに足る」、「なし得る」、「すべき」の義。

犯罪自首、老幼不拷訊、鞠獄停囚待對

爲良音可爲在 하야음극하견

「なし得るものなる」、「するに足るものなる」(連

體形)の義。

與囚金双解脫

爲良音可爲在乙 하야음극하견을

「するにを得るものなるに」、「するにを得るものを」の義。

獄囚衣類

爲良音可爲於 하야음극하터

「なすにを得させ」(連用形)の義。

與囚金双解脫

爲良爲教事 하리하신일, 하야하신일

「なさんせらるよここ」、「なさしめらるよここ」の義。

講讀律令

爲良置 하야두, 하야두

「するにても」、「しても」の義。

以理去官、流囚家屬、老小廢疾收贖、等

爲昆 하야, 하야

「するに」、「する故に」の義。

船沒贖物

爲所乙用良 하바을스아

「するにを以て」の義。

見任官職自立碑

爲所無去沙 하바업거사

「するになくてこそ」の義。

守支錢糧及擅開官封

爲臥乎 하야우, 하야우

「する」(連體形)の義。「臥」は現在の「まき」を表はす爲めに附せられた語。

軍官有犯、船沒贖物、公事失錯、等

爲臥乎事 하야우일, 하야우일

「するに」、「すべきに」の義。

官司出入人罪

爲臥乎事是良余 하야우일이아하

「するにであるにして」、「するになるを以て」の義。

立嫡子選法

爲臥乎事段 하야우시단, 하야우일단

「するにの儀は」の義。

以理去官、稱與同罪、稽留囚徒

爲臥乎所 하야우바, 하야우바

「するにらう」、「するにら」の義。

立嫡子選法、擅調官軍、公取竊取皆爲盜

爲臥乎所乙 하야우바를

「するところを」、「するこゝを」の義。

失火、知情贓匪罪人

爲臥乎所乙仍于 하누은바을지스르

「するこゝにより」の義。

夫殿死有罪妻妾

爲臥乎所乙用良 하누은바을쓰아、하누은바을쓰아

「するこゝを以て」の義。

詐稱内使等官

爲臥乎所無亦 하누은바어오며

「するこゝがなく」、「するこゝなく」の義。

増減官文書

爲臥乎等用良 하누은들쓰아、하누은들쓰아

「するを以て」の義。

公事失錯、稱監臨主守、奴婢殿家長

爲臥乎等因于 하누은들지스르

「するこゝに因つて」の義。

激變良民

爲臥乎様以 하누은양으로

「するらしく」の義。

見任官職自立碑

爲旅 하떠、하떠

「爲し」(連用形)の義。「旅」は又屢々「弥」に作られる。

十惡、八議、文武官犯公罪、等

爲是果 하이과、하이시과

「したこゝ(及び)」、「したものこゝ(及び)」の義。

給没贖物、犯罪自首、二罪俱發以重論、上書奏事  
犯譴、棄親之任、與囚金奴解脫、官司出入人罪

爲是果乙 하이과를

「したものを」、「したこゝを」の義。

二罪俱發以重論

爲要

漢字義の通り「爲さん」を求める、「爲さん」の義ならん。俗漢文なりや、吏讀なりや、疑がある。今、姑く吏讀の中に數へる。

本條別有罪名、擅離職役、官吏赴任過限、事應奏不奏、出使不復命、磨勘卷宗、増減官文書、人戶以籍爲定、立嫡子違法、上書陳言、越城、申報軍務、詐冒給路引、遞送逃軍妻女出城、遞送公文、盜制書、詐偽制書

爲音可 하음극、하음극

「爲良音可」に同じ、「するに足る」、「なし得る」「すべき」の義。

隱匿費用稅糧課物

附錄 吏讀略解

爲音可事乙 하음극사임을、하음극사임을

「するに足るこゝを」、「なし得るこゝを」、「すべきこゝを」の義。

磨勘卷宗

爲音可爲在 하음극사견、하음극사견

「なし得るものなる」、「するに足るものなる」(連體形)の義。

與囚金奴解脫

爲都

小倉教授は「爲矣」に同義の吏讀を解せらるゝも、應議者犯罪の條に「所犯罪狀果應議之狀乙開座爲都當一處良中議擬爲」にある「都」は下の「當」に結合すべきもので「都當」は「都堂」の誤を解する。

爲等如 하삼리、하삼리、하삼리

「するなどの如く」、「…の如く」の義ならん。



贖罪者犯罪、常赦所不原、犯罪共逃、公事失錯、  
錢法、申報軍務、飛報軍情、邊境申索軍需、謀反  
大逆、戲殺誤殺過失殺傷人、縱容妻妾犯姦

爲遣 さし、さし、さし

「して」の義。

十惡、軍官有罪、等

爲遣沙 さし

「してこそ」、「してぞ」の義。

獄囚取服籍

爲置 さす、さす

「しても」又は「する」(終止形)の義。直解には  
單獨に用ゐられた例なく、「爲置有而亦」、「爲置  
有良余」の形を以て現はれてゐる。

爲置有而亦 さす어신마리며、하두어신마리며

「するものであつても」の義。

妻妾習夫期親尊長

爲置有良余 さ두어사이금

「するものであるとして」、「するこゝもあるを以  
て」の義。

犯罪時未老疾

爲齊 さ치、사치、하치

「する」(終止形)の義。

十惡、文武官犯私罪、等

爲様以 하양으로、한양으로

「爲乎様以」の「乎」を省略したもので、「するや  
うに」、「するらしく」の義。

檢跡災傷田積、多收稅糧解面、虛出通關硃鈔

\*爲頭 위두

「第一」、「首位」の義。

贖罪者之父祖有犯、犯罪得果減、同僚犯公罪、稱  
監臨主守、贖破物料

曾只 일지기、일즉이

「嘗つて」、「すでに」の義。「只」は副詞を表は  
すに用ゐられる語。

徒流人在道會赦、磨勘卷宗、男女婚姻、等

\*進上 진상

直解には「進御」の義に用ゐられてゐる。

十惡、乘輿服御物

\*進去 진거

進み行くこと、直解の用例に「進去等」(故禁故勸  
本人の條に出づ)とあるは「去等」を吏讀に解する  
も、「進去」を一熟語と見て「等」を「是等」の「等」  
の如くに解せられないでもない。

贖罪人追捕罪人

進叱 나드러、나드지

「進み行き」の義。「叱」は「入」の音を表はすに  
用ゐられたもの。

妻對失序

進叱有在 나드러잇지

「進み行くものたる」、「(に)該當する」の義。  
直解には「良中進叱有在」の形を以て現はれてゐ  
る。

進叱有臥乎 나드러잇누은、나드러잇누은、나드러

이시누은

「進み行きたる」(連體形)の義。

朝見留難

\*進來 진리

出頭せしめること、捉ふること、押送すること。

應議者犯罪、應議者之父祖有犯、公事失錯、等

進使内不冬爲在乙良 나야비안들을견음안

「出向かなかつたならば」の義。「使内」は「使ふ」

「行ふ」の意で、「進」なる動詞の下に連用せられ

て、「出向く」の義に用ゐられる。

從征運期

進使内如可 나야비니다가

「出向いたが」の義。

軍人替役

\*進排 진비

物品を進供すること。

盛大祀神御物

\*頃下 탈하

「頃」は半島造字で、「事故」の義を表はし、轉じて「免」、「脱」の義にも用ゐられる。直解に「頃

下施行」さあるは事故を記載して責任を免れること

を意味し、「虚頃下施行」さあるは虚偽の事故を記

載して責任を免れることを意味する。

附餘錢糧私下補數、錢糧互相覺察、告狀不受理

\*統主 통주

「統」は民戸編制の名稱、「統主」は「統の長」の

義。

冒支官糧、縱軍據掠、等

【十三畫】

\*禁約 금약

取締ること、律文の用語「鈴束」にあてられてゐる。

縱軍據掠、縱放軍人欺役

\*農場 농장

田庄의 밭。

任所置買田宅

\*當次 당차

番に當ること。

擅離職役、宿衛守衛人私自代番

\*當身 당신

「自身」の義。

男女婚姻、軍人替役

當爲 당사며, 당하야

「に當つて」、「に對して」の義。

脱漏戸口、起解金銀足色、失誤軍事、宰殺牛馬、保辜限期、誣告

當爲在乙良 당사야견음안

「に當るものをば」、「に當るならば」の義。直解には「良中當爲在乙良」の形を以て現はれてゐる。

\*道 도

一、總兵官道といふが如く部下より上官に對する尊稱として官名の下に附せられたものと思はれる場合がある（觀察使を使道と稱するものも此の類である）。或は訓讀する場合の便宜上語尾の音を示す爲めに「道」の字が單に添加せられることもないではないが、直解の用例は此の意味に出たものではないやうである。

申報軍務

二、文書の件數を一通二通と數へる「通」の義に用ゐられることがある。

照刷文卷、磨勘卷宗、申報軍務、飛報軍情、遞送公文

\*道掌 도장

「管轄」、「所管」の義。今、田庄の管理人を道掌  
こいふは此の轉訛である。  
檢勘及備田換、運送公文

\*路次 呂え

「道中」の義。  
誣告

\*萬一 만일

「若し」の義。  
男女婚姻、官司出入人罪、飛報軍情

\*飯監 便監

宮中の供御を掌る官員。  
合和御藥

\*稂

「司隸」の條を見よ。

新丁 신동이, 새로

「新たに」の義ならん。「丁」は「私音丁」の「丁」  
と同じく副詞を表はすに用ゐられたもの。  
徒流人送

\*新等 신등

「新任者」の義。「等」は在職の義で、守令の場合  
に用ゐられる。  
棄國制書印信

\*與 더우되

「ともに」の義。「與」を「ともに」の義に使うこ  
ゝは律文に其の用例あることである。  
給没贖物、犯罪自首、稱與同罪、脫漏戸口

\*意向 의향

「意思」、「趣旨」の義。  
制書有違

\*滋長利分 슌이리분

當該物より滋生した利息。  
姦賣田宅

\*傳傳 連々

「轉々」、「順次」の義。  
同儂犯公罪、私借官車船、私借官畜産、等

\*着署 착부

「署名」の義。  
祭享、等

【十四畫】

\*簡滿 かん만

「簡」は「考」(고)に通はせて用ゐられたもので  
あらうか。「考滿」は任期滿了するこゝ。  
棄國制書印信

遣 丑

「爲して」、「であつて」の「て」の義。「爲遣」  
「是遣」の如く、「爲」、「是」を結合して用ゐら  
れる外、「推遣」(かこつけて)、「知道」(知つ  
て)、「見遣」(見て)等の如くに用ゐられるこゝ  
がある。  
軍官有犯、犯罪自首、在京犯罪軍民、等

遣沙 고사

「爲遣沙」(してこそ)、又は「是遣沙」(であつ  
てこそ)の省略ならん。  
娶逃走婦女

置 斗

「斗」(·:·)の義。  
徒流人在道會赦、稱監臨主守、買罪非其人、等  
貌如 가로하, 가로하, 가르하

「の如く」、「の通り」の義。

多收税積解面

\*蒙白 ㄇㄨㄥ<sup>2</sup> ㄅㄞ<sup>2</sup>

「蒙」は「蒙被」、「白」は「白衣白帯」の義で、  
用禮の爲め白衣白帯を着けることと考へる。前問恭  
作氏は「蒙白」を喪服を脱ぎ吉服をつけることと解  
して居られる。

居喪編要

\*裨補 ㄅㄞ<sup>2</sup> ㄅㄨ<sup>2</sup>

たすけおぎなふこと。

私刑庵院及私度僧道

\*鼠子無面 ㄇㄨ<sup>2</sup> ㄙㄨ<sup>2</sup> ㄇㄨ<sup>2</sup>

「鼠子」は「鼠」、「面」はㄇㄨ<sup>2</sup>ㄇㄨ<sup>2</sup> (偷みて蓄ふ、  
鼠が食物を積置くにいふ)のㄇㄨ<sup>2</sup>(面)であらう。全  
體は「鼠害に因つて耗失したる分」の義と考へる。

多收税積解面

\*聞失 ㄇㄨ<sup>2</sup> ㄕㄨ<sup>2</sup>

「聞」は半島造字。物を遺失すること。

無官犯罪、常赦所不原、棄毀制書印信、等

\*明 ㄇㄨ<sup>2</sup> ㄇㄨ<sup>2</sup>

「明」は「驛」の異體字、「明」は「明」より訛り  
たるものであらう。

遞送公文、遞取實封公文、等

齊 ㄗㄞ<sup>2</sup>

「爲齊」(する)、「是齊」(である)の省略。

「收齊」については其の條参照。

十惡、軍官有犯、等

\*稱下 ㄕㄨ<sup>2</sup> ㄒㄚ<sup>2</sup>

上より下に仰せらるること、申渡されること。

常赦所不原

【十五畫】

\*價本 ㄗㄞ<sup>2</sup> ㄅㄨ<sup>2</sup>

「價」の義。これより轉じて、「本」一字にても  
「價」の義に用ゐられることがある。

出納官物有違、驗畜産不以實、宰殺牛馬、等

\*德應 ㄉㄞ<sup>2</sup> ㄨㄥ<sup>2</sup>

貴人の乘輿。

稱乘輿車駕、乘輿服御物

\*賣休 ㄗㄞ<sup>2</sup> ㄒㄨㄟ

律文の用例に出づる語で、妻を他人に賣つて夫權を  
拋棄することはいふ。

縱容妻妾犯姦

\*數交 ㄕㄨ<sup>2</sup> ㄒㄨ<sup>2</sup>

「數」(かず)の義。

\*樂工 ㄌㄞ<sup>2</sup> ㄍㄨ<sup>2</sup>

「樂人」の義。

買良爲娼、撥做雜劇

文武官犯公罪、給沒贖物、賦役不均、等

樣以 ㄚㄥ<sup>2</sup> ㄨㄟ

「の様に」、「らしく」の義。

流囚家屬、詐冒給路引

\*緣故 ㄨㄥ<sup>2</sup> ㄍㄨ<sup>2</sup>

「事故」の義。

大臣專擅選官、官員赴任過限、無故不朝參公座、等

\*緣由 ㄨㄥ<sup>2</sup> ㄨㄟ

律文に其の用例見ゆるもので(例、事應奏不奏)、  
「事由」の義である。

處決叛軍、事應奏不奏、功臣應禁親人入視

\* 遲晚 지만

「罪人服招」の義に用ゐらるゝことあるも、直解にはすべて「遲慢」に同じく「おくれること」、「おくらすこと」の義に用ゐられてゐる。「晚」、「慢」同音なるより混用せられたものであらう。

常赦所不原、犯罪共逃、公事失錯、等

\* 遮當 차당

律文の所謂「阻當」にあてられたるもの。さへざること。

朝見留難、關津留難、同行知有謀害

\* 越便 차변

「擅」の意。

職官有犯、軍官有犯、應議者之父祖有犯、等

【十六畫】

導良 ㄷㄹ양, ㄷㄹ양, ㄷㄹ양

「據つて」、「隨つて」の義。

二罪俱殺以重論

\* 磨鍊 마련

「計畫を立つること」の義に轉用せらるゝことあるも、直解は本來の字義通り「訓練すること」、「練磨すること」の義に用ゐられて居る。

官吏給田、不操練軍士

隨乎

「乎」の條を見よ。

\* 諸緣 지연

「諸道具」の義ならん。

乘輿服御物

【十七畫】

\* 螺匠 리장

「押丁」の義。「羅將」の充字であらう。「螺」、

「羅」は「邏」に同音。

吏卒犯死罪、稱監臨主守、等

\* 謝貼 사첩

「辭令書」の義。

以理去官、除名當差、居喪嫁娶、不操練軍士、從征守禦軍官送、官吏受財

隱 은, 은

主格の「は」の義。

加減罪例、稱監臨主守、稱道士女冠、等

擬只 시기, 시비기, 비집, 비기

「なぞらへて」、「準じて」の義。「擬只跡」にあるは、動詞の連用形を表はす「跡」を添へて「擬只」を活かしたものである。

劫囚

\* 還退 환퇴

土地家屋等を買戻すこと。

典買田宅

【十八畫】

\* 闕立 권립

勤めを闕くこと。

修理橋梁道路

\* 騎持 기지

「乗用」の義。「持」は格別の意味なく附せられたものゝ如くである。これに類するものに「牽持」、

「載持」の如きがある。

騎持—乘官畜背破領穿、宰殺牛馬、公使人等索

借馬匹、多乘騎馬

奉持—私出外境及違禁下海

載持—私役鋪兵、乘官畜產車船附私物

\*題給 ㄷㄱ

指令を記して給與すること。「題音」、「題旨」は  
訴狀又は請願書に記す指令のことである。

官員要蔭、隱蔽差役、造作過限

\*難頃下 ㄷㄱㄷ

種々なる事故の義。「頃下」の條参照。

典買田宅、朝見留難、從征還期

【十九畫】

\*難便 ㄷㄱㄷ

便利ならざること、六ヶ敷きこと。

犯罪自首、立嫡子運法

\*邊 ㄷ

「方」の義に用ゐられることがある。「母邊」(母  
方)、「兩邊」(兩方、双方)、一邊(一方)の如  
し。

母邊—應議者之父祖有犯

兩邊—男女婚姻、元告人事畢不放回

一邊—邊境申索軍需

\*邊利 ㄷㄱ

「利息」の義。

典買田宅、盜耕種官民田、違禁取利

【二十二畫】

\*權借 ㄷㄱㄷ

「權賣」こいは買戻約款付賣買の義なるも「權借」  
には特別の意義なく、借るこゝを指稱するが如し。

私役部民夫匠、在官求索借貸人財物、風憲官吏犯

賊

【二十四畫】

\*鹽干 ㄷㄱㄷ

鹽を煮る者。

除名當差、入戸以籍爲定

\*鹽所 ㄷㄱ

「鹽燒場」の義。

徒流遷徙地方

【二十五畫】

\*鎗金 ㄷㄱㄷ

「錠前」の義。

盜賊門鎗

(終)



昭和十一年三月二十五日印刷  
昭和十一年三月三十日發行

朝鮮總督府中樞院

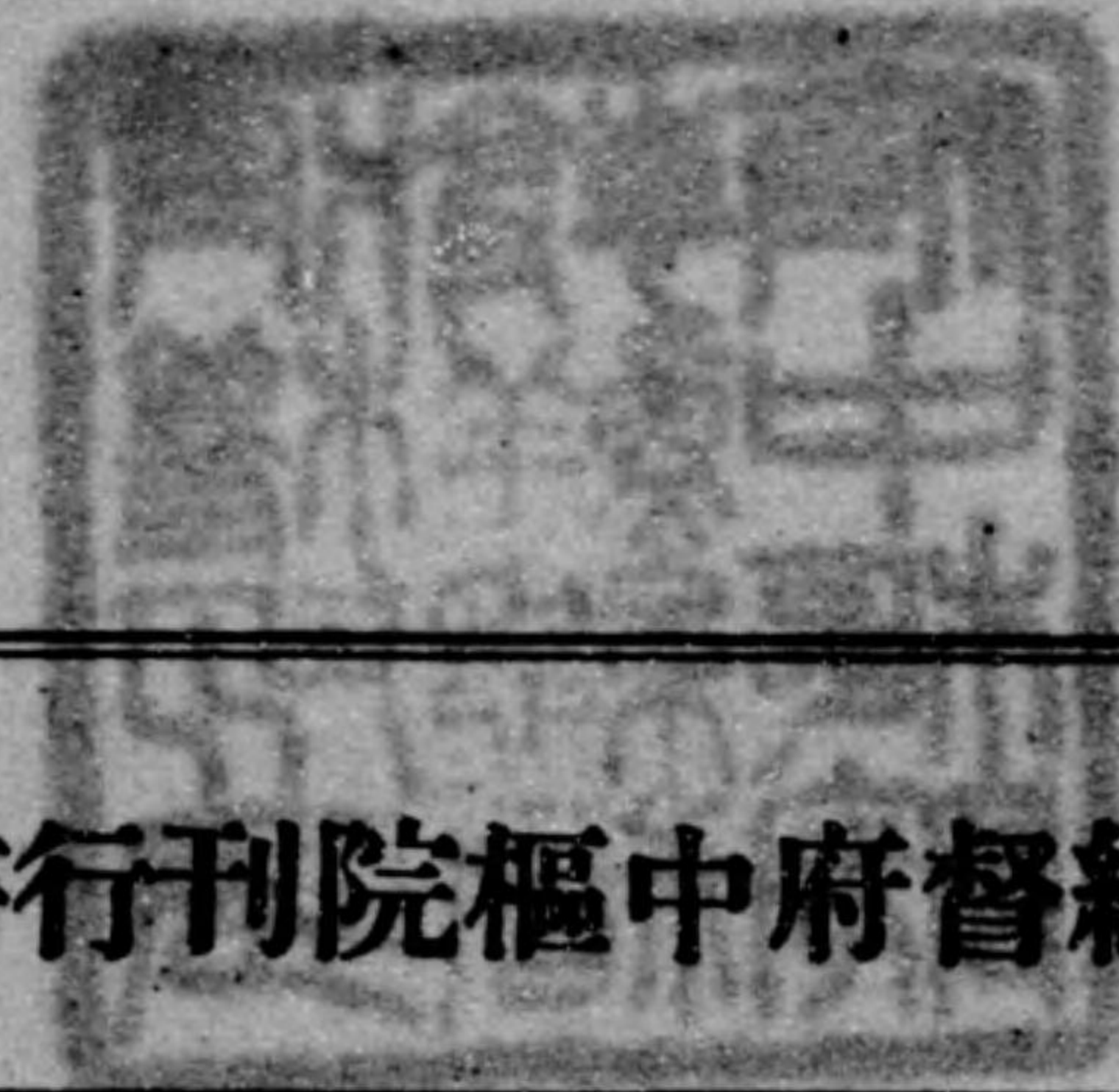
京城府蓬萊町三丁目六二・六三番地  
印刷所 朝鮮印刷株式會社

朝鮮總督府中樞院  
五編  
本

校訂大明律直解正誤表

頁	行	誤	正	頁	行	誤	正	頁	行	誤	正
三〇	三ノ菴頭	流布	流布本	三〇	八	八	八	三〇	三	三	三
二九	菴	爲去乃	爲去乃	二九	三	良	良	二九	二	二	二
二八	菴	爲去乃	爲去乃	二八	六	良	良	二八	一	一	一
二七	菴	爲去乃	爲去乃	二七	三	良	良	二七	六	六	六
二六	菴	爲去乃	爲去乃	二六	九	計爲	計爲	二六	五	五	五
二五	菴	爲去乃	爲去乃	二五	一	放賣令是在	放賣令是在	二五	四	四	四
二四	菴	爲去乃	爲去乃	二四	五	折	折	二四	三	三	三
二三	菴	爲去乃	爲去乃	二三	五	以	以	二三	二	二	二
二二	菴	爲去乃	爲去乃	二二	四	部	部	二二	一	一	一
二一	菴	爲去乃	爲去乃	二一	二	財	財	二一	九	九	九
二〇	菴	爲去乃	爲去乃	二〇	一〇	如之	如之	二〇	八	八	八
一九	菴	爲去乃	爲去乃	一九	九	如之	如之	一九	七	七	七
一八	菴	爲去乃	爲去乃	一八	八	如之	如之	一八	六	六	六
一七	菴	爲去乃	爲去乃	一七	七	如之	如之	一七	五	五	五
一六	菴	爲去乃	爲去乃	一六	六	如之	如之	一六	四	四	四
一五	菴	爲去乃	爲去乃	一五	五	如之	如之	一五	三	三	三
一四	菴	爲去乃	爲去乃	一四	四	如之	如之	一四	二	二	二
一三	菴	爲去乃	爲去乃	一三	三	如之	如之	一三	一	一	一
一二	菴	爲去乃	爲去乃	一二	二	如之	如之	一二	九	九	九
一一	菴	爲去乃	爲去乃	一一	一	如之	如之	一一	八	八	八
一〇	菴	爲去乃	爲去乃	一〇	九	如之	如之	一〇	七	七	七
〇九	菴	爲去乃	爲去乃	〇九	八	如之	如之	〇九	六	六	六
〇八	菴	爲去乃	爲去乃	〇八	七	如之	如之	〇八	五	五	五
〇七	菴	爲去乃	爲去乃	〇七	六	如之	如之	〇七	四	四	四
〇六	菴	爲去乃	爲去乃	〇六	五	如之	如之	〇六	三	三	三
〇五	菴	爲去乃	爲去乃	〇五	四	如之	如之	〇五	二	二	二
〇四	菴	爲去乃	爲去乃	〇四	三	如之	如之	〇四	一	一	一
〇三	菴	爲去乃	爲去乃	〇三	二	如之	如之	〇三	九	九	九
〇二	菴	爲去乃	爲去乃	〇二	一	如之	如之	〇二	八	八	八
〇一	菴	爲去乃	爲去乃	〇一	九	如之	如之	〇一	七	七	七





朝鮮總督府中樞院刊書目

萬機要覽	李朝の財産相續法	訂按大明律直解	李朝法典考	民事慣習回答彙集	大典續錄 <small>附大典後續錄・經國大典註解</small>	續大典	經國大典	社還米制度	譯文大典會通
近刊			既刊	既刊	既刊	既刊	既刊	既刊	絶版
	四、〇〇	六、〇〇	三、五〇	四、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	三、五〇	非賣	!

三六・二六目丁三町萊蓬府城京

朝鮮印刷株式會社 發賣所

716  
86

